

## 平成29年第3回せたな町議会定例会 第1号

平成29年9月25日（月曜日）

### ○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 7号 せたな町基金条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第 1号 平成29年度せたな町一般会計補正予算（第4号）
- 8 議案第 2号 平成29年度せたな町国民保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 3号 平成29年度せたな町介護保健事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第 4号 平成29年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 11 議案第 5号 平成29年度せたな町病院事業会計補正予算（第1号）
- 12 議案第 6号 せたな町名誉町民条例について
- 13 同意第 1号 せたな町教育委員会委員の任命について
- 14 同意第 2号 せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 15 同意第 3号 せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 16 同意第 4号 せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 17 報告第 1号 平成28年度健全化判断比率の報告について
- 18 報告第 2号 平成28年度公営企業資金不足比率の報告について
- 19 認定第 1号 平成28年度せたな町一般会計歳入歳出決算について
- 20 認定第 2号 平成28年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 21 認定第 3号 平成28年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 22 認定第 4号 平成28年度せたな町介護保健事業特別会計歳入歳出決算について
- 23 認定第 5号 平成28年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 24 認定第 6号 平成28年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 25 認定第 7号 平成28年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について
- 26 認定第 8号 平成28年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 27 認定第 9号 平成28年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 28 認定第10号 平成28年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について
- 29 認定第11号 平成28年度せたな町病院事業会計決算について
- 30 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 31 発議第 1号 せたな町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を変更する条例について
- 32 発議第 2号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の

申し出について

○出席議員（10名）

2番	神田和浩君	4番	本多浩君
5番	石原広務君	6番	榊田道廣君
7番	大湯圓郷君	8番	真柄克紀君
9番	平澤等君	10番	大野一男君
11番	熊野主税君	12番	菅原義幸君

○欠席議員（2名）

1番	細川伸男君	3番	江上恭司君
----	-------	----	-------

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会委員長	田井重久君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高野利廣君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	西村晋悟君
財政課長	佐々木正則君
税務課長	樋口靖君
町民児童課長	吉崎照人君
保健福祉課長	福士裕継君
農務課長	佐藤英美君
水産林務課長	横川洋二君
建設水道課長	丹羽優君
会計管理者	三浦孝史君
国保病院事務局長	横川忍君
農業センター所長	高橋睦君
総務課長補佐	高橋純君
財政課長補佐	神田昌君

税務課長補佐	濱登	幸恵	君
町民児童課長補佐	佐々木	真由美	君
町民児童課長補佐	坂谷	洋二	君
保健福祉課長補佐	西田	良子	君
保健福祉課長補佐	元島	敬二	君
農務課長補佐	木村	充弘	君
水産林務課長補佐	八木	忠義	君
水産林務課長補佐	手塚	清人	君
建設水道課長補佐	松本	健裕	君
建設水道課長補佐	平田	大輔	君
国保病院事務局次長	中川		讓君
まちづくり推進課主幹	吉田	有哉	君
財政課主幹	黒澤	美知子	君
地域包括支援センター所長	長内		京君
建設水道課主幹	上田	一男	君
建設水道課主幹	金澤	喜嗣	君
建設水道課主幹	高橋	真一	君
総務係長	小林	和仁	君
防災係長	小斉	藤哲	章君
商工労働観光係長	松原	孝樹	君
財政係長	井村	裕行	君
経理入札係長	小林	朱央	君
国保医療係長	中山	康春	君
社会福祉係長	竹内	亜希子	君
保健推進係長	垣本	利子	君
包括支援係長	今川	勇吾	君
地域支援係長	阪下	克哉	君
農政係長	長内	解人	君
林業係長	川上	佳隆	君

《大成総合支所》

支所長	佐野	英也	君
次長	佐々木	正人	君
国保病院大成診療所事務長	古守	幸治	君
産業係長	水野	万寿夫	君

《瀬棚総合支所》

支所長	関	功悦	君
養護老人ホーム三杉荘所長	上野	宏行	君

次 長 濱 口 喜 秋 君  
主 幹 増 田 和 彦 君  
国保病院瀬棚診療所事務長 古 畑 英 規 君  
産 業 係 長 油 谷 好 彦 君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長 成 田 円 裕 君  
教育委員会事務局長 杉 村 彰 君  
教育委員会事務局次長 沼 口 英 樹 君  
大成教育事務所長 荻 原 勝 幸 君  
教育委員会事務局主幹 杉 村 輝 明 君  
教育委員会事務局総務係長 近 藤 智 博 君  
瀬棚教育事務所社会教育・体育係長 山 本 亨 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 小 板 橋 司 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 原 進 君  
書 記 次 長 高 橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君  
事 務 局 次 長 上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君  
事 務 局 次 長 上 野 朋 広 君  
事 務 局 総 務 係 原 田 翔 太 君

◎開会宣告

○議長(菅原義幸君) おはようございます。

1番細川伸男議員、3番江上恭司議員からの欠席の届け出がありました。ただいまの出席議員10名で定足数に達していますので、平成29年第3回せたな町議会定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

◎開会宣告

○議長(菅原義幸君) 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(菅原義幸君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において、8番真柄克紀議員、9番平澤等議員を本日の会議録署名議員に指名をいたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長(菅原義幸君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から9月26日までの2日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から9月26日までの2日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(菅原義幸君) 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長(菅原義幸君) 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長(高橋貞光君) それでは行政報告に先立ちまして、一言、所信を含めご挨拶をさせていただきます。このたび9月3日に行われました、任期満了に伴うせたな町長選挙におきまして、多くの町民の皆様始め、関係各位からの力強いご支援と、温かいご厚情をいただき、引き続き4期目の町政を担わせていただくことになりました。改めまして町民の皆様に、心から深く感謝申し

上げる次第であります。せたな町が誕生して12年が経ちました。私はこれまで新せたな町の初代町長として、町民が安心して、健康で豊かに暮らすことの出来るまちづくりを念頭に、多くの事業を推進し、山積する多くの課題の解決に取り組んできました。これもひとえに議会の皆様や町民の皆様始め、各行政機関職員のご理解とご協力のおかげと、心から感謝を申し上げます。

このたびの町長選挙を通しまして、私に寄せられましたご意見ご叱責に対しましては、真摯に受けとめ、町長としての使命と責任を果たすため、全力でその負託に応えてまいりたいと、決意を新たにしているところであります。私は4期目の町政の執行に当たりましては、12年の経験と実績を胸に秘めながら、町民の皆様にお約束した選挙公約を、一つ一つ実現に向け、議会の皆様と十分相談をさせていただきながら、皆の力で、夢をかたちに未来につなぐまちづくりのため、全身全霊で取り組む決意であります。議会議員の皆様始め、町民皆様におかれましては、これからも一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、4期目に向けての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは行政報告を申し上げます。

まず、町立国保病院嘱託医師の採用について報告いたします。10月2日から非常勤嘱託医師として、伊藤栄二先生、54歳をお迎えすることになりました。伊藤先生は消化器外科がご専門であり、徳島大学医学部を卒業後、京都大学附属病院を皮切りに、関西、北陸方面で勤務され、現在は福井県のJCHO若狭高浜病院に勤務されております。このたび、縁あって町立国保病院に勤務していただけることになりました。富山県に家族を残しての単身赴任であり、月に1週間程度不在の期間はございますが、これまで常勤医師2名と出張医で担ってきました国保病院の大きな力になっていただけるものと思っております。

次に、八雲町熊石国保病院の救急患者の受入体制について報告いたします。これまで、八雲町熊石国保病院のご協力により、大成区住民で熊石国保病院に定期的に通院されている患者の救急搬送の受け入れと、時間外外来患者の受け入れをしていただいておりますが、このたび、熊石国保病院から、診療体制の変更により、一次救急と午後5時以降の時間外診療及び休日診療については、受け入れすることは出来なくなる旨、報告がありました。このことから、今後は、町立国保病院と大成診療所で受け入れることとなりますので報告いたします。

次に、台風18号による被害状況について報告いたします。9月18日の早朝に台風18号が北海道に上陸し、議員ご承知のとおり道内各地において大きな被害をもたらしました。本町におきましても最大瞬間風速29.1メートル、降水量89.5ミリを記録し、農業被害や土木被害を受けました。町といたしましては、台風18号の上陸が予測されたため、第1次非常配備を行い、建設協会との打ち合わせや、防災行政無線で台風に備えた周知を行うなど、被害の情報収集等を迅速に対応できる体制を図っていたところであります。被害状況につきましては、お手元の資料となりますが、④農業被害では、農作物、営農施設合わせまして29件で7,137万3,000円の被害。⑤土木被害では、河川の河岸決壊や、町道での倒木など20件で313万円の被害。⑩公立文教施設被害では、教員住宅屋根破損2件で36万5,000円の被害であります。被害総額は7,486万8,000円となったものであります。なお復旧費修繕に係る経費につきましては、既定予算で対応することとしております。

次の工事発注状況、それから最後の、町長、副町長の動向につきましては、別紙のとおりでございます。ご参照願います。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長(菅原義幸君) これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長(菅原義幸君) 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問、答弁は簡潔明瞭にするようお願いをいたします。

それでは、通告順に順次発言を許します。

6番、梶田道廣議員。

○6番(梶田道廣君) 議長のお許しをいただきましたので、先に提出してあります件について町長にお尋ねをさせていただきます。

近年、観光スタイルの多様化により団体旅行から個人旅行へと変わり、見る観光から体験型観光へと変化してきました。実際、夏の観光シーズンには本州方面の車も見かけることが多くなり、キャンピングカーの利用も増加の一途をたどっているようです。そうした体験型観光の1つにサイクル・ツーリズムというのがあります。台湾、タイ、シンガポールなどで盛んなのだそうですが、自転車を使った観光スタイルです。毎年、せたな町で行われているせたなライドもサイクル・ツーリズムの1つです。このサイクル・ツーリズム事業を積極的に推進し、地域おこしの起爆剤の1つとしようとして国土交通省が主体となり、全国的な活動を進めています。

北海道では北海道開発局と、道庁にそれぞれ事務局が置かれているということです。現在、道内には9つのエリアで既に事業展開がなされており、道南でもみなみ北海道サイクル・ツーリズム推進協議会が設立され、幾つかの企業や団体が参加しているということでございます。せたな町は追分ソーランラインという奇岩を含む素晴らしい海岸線を有し、また畑や田んぼといった北海道らしいのどかな空間は都会や海外の人々にとって魅力ある観光資源であり、周遊観光や滞在型観光を呼び込むことが期待され、地域経済の活性化に繋がると思いますので、観光協会や関係団体と連携を図り、町としても積極的に関与、推進するべきと思うのですが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) それでは、梶田議員の質問にお答えをいたします。

近年、国民の価値観やライフスタイルの変化等により、団体での旅行が減少し、家族や知人、友人など個人や小グループでの旅行が増加している傾向にあります。今回ご質問のサイクル・ツーリズムについては、ここ数年でサイクリングを楽しむ方々が増加していることに伴い自転車保有台数も伸びてきているなど、体験型の旅行形態として急速にニーズが高まってきており、その特色は健康づくりや達成感のほか、自分の足で移動することで地域の良さを満喫出来ることが好評な要因となっております。特に、北海道の広い大地の中でロングライドしやすいといった特性を活かせる最適な環境にあることから、観光客を呼び込む新たな取り組みとして注目されてきて

おります。

せたな町においては7月に開催された第3回せたなライドのほか、せたな町、江差町、奥尻町の3町や観光協会、ハートランドフェリーで構成されている奥尻航路活性化協議会で既にサイクルツーリズムの推進に向けた取り組みを実施しております。内容については自転車を積み込んで奥尻航路フェリーに乗船するサイクリストを対象に、スマートフォンのサイトを活用してフェリー乗船料を割引するクーポン券の発行や、自転車周遊の際に撮影した画像を投稿していただいた方に抽選で檜山の特産品を贈呈するなど檜山全域での広域連携によりサイクル・ツーリズムを推進しておりますのでご理解願います。

○議長(菅原義幸君) 梶田議員。

○6番(梶田道廣君) ただいま町長の方から江差町、奥尻町と連携してまたハートランドフェリーと連携をしたそういう事業を既に行っているということでしたけれども、実は昨日函館に向かっている最中に乙部の道の駅で普通乗用車なんですけれども自転車を屋根に積んだ車を見かけましたので、ちょっと立ち寄りさせていただいて見ましたところ神戸から来られたという方のございました。1カ月程の予定で夫婦で北海道内をゆっくりと周り、気の向いたところを自転車で1時間2時間歩きながら美味しいものを食べたり、また安い旅館を探して泊まったりというふうにしたスローな観光を楽しみたいということでありました。

今、町長がおっしゃったように今1つのコースとしてはもう既にあるんだろうと思うんですけども、このせたな町におきましてはもう既にせたなライドという全国的にも知名度が上がった事業があります。このサイクル・ツーリズムというのは、1つにはスポーツ型の自転車を利用した観光、もう1つは普通のただ一般的な自転車を利用して近所を見て周るといふ本当の観光型のものがあると思います。このスポーツ型の方が全国的には多いと思うんですけども、そうではなくて普通の自転車であのラーメン屋さんが美味しかったとか、あそこの旅館が良かったとか、そういったものの観光型の方が、町にとっても経済的に良いのではないかなというふうに思います。そのためにも今まで行っているせたなライドという1つのスポーツ型の自転車観光というものは無くするわけにはいきませんし、これを主体とした中で、併設した中で取り進めていくことがお金を掛けずに、今以上にお金を掛けること無く観光を具体的に進めることが出来るものではないかなというふうに思います。

今年のせたなライドの関係でいただいた資料の中では、約300名程参加されてるんですけども、1泊をされている方が86人、又せたなでの宿泊も既に90人と、このせたなライドだけでもかなりの経済効果っていうのがこの町にあるわけですので、そういう意味でもこのスポーツ型だけでなく一般観光型のそういう施設を整えるとか、環境を整えるというか、そういうことによって飲食店、又そういう観光をするようなガイドさん、又貸し自転屋さんとか、そういった多岐にわたる産業にも結びついてくるものと思いますので、そういう点についてもこの町独自の取り組みというものもぜひとも進めていただきたいと思うんですけども、その点についてお伺いします。

○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) 2回目のご質問にお答えをいたします。



奥尻航路活性化協議会の取り組みについてであります。これは今年この後モニターツアーを招聘していろいろ現状の分析を行う予定というふうに伺っております。その分析を基に自転車周遊ルートマップを作るであるとか、走行環境の整備あるいは受け入れ環境の整備、情報発信あるいは持続的な取り組みに向けた体制、さらには予算といったことなどがこれから具体的に検討されて来年に向けて取り組まれるという状況になっておりますので、これからもこの事業、継続事業となっておりますから順次そういった取り組みが進んでいくというふうに期待をしております。

それからこのせたなライドの関係であります。これはご承知のように合併10周年の町民提案事業として特別に町民の皆さんによって取り組まれた事業ということであり。これは現在非常に規模が大きくなっておりまして、それに伴っていろいろなところの関係団体、町、町職員も含めて積極的に応援しながら実行委員組織をされてその中で運営が成されている状況にあります。これからもまだ実行委員会が開催されていないということであり。これからもそうした委員会の中で十分相談をされて今後ともこの継続していただければというふうに思います。町としましてもしっかりと協力をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長(菅原義幸君) 5番、石原広務議員。

○5番(石原広務君) ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

国民宿舎あわび山荘の改築についてです。私は、3月の定例会一般質問であわび山荘の建て替えについて質問いたしました。町長の答弁は議会特別委員会の取りまとめが公社側と協議するとして建て替えについては明言を避けました。その後、1度町側から声を掛けてこちら側と協議をしたようですが、まず次の2件について質問させていただきます。①あわび山荘の基本的な廃止の考えは改めたのか。②4期目に向けた町長の政策の1つに挙げている国民宿舎あわび山荘改築に向けた課題整備の推進とありますが課題とは何か。改めて町長の明快な答弁を求めます。

以上です。

○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) 石原議員のご質問にお答えをいたします。

国民宿舎あわび山荘の改築整備につきましては、3月定例会においても同様のご質問があり答弁させていただいたところでありますが、1点目のご質問については、町議会まちづくり計画調査特別委員会で調査してきた経過があります。その中で平成26年7月30日開催の第28回特別委員会において、国民宿舎あわび山荘の今後の在り方として町の方針を示しておりますが、まちづくり計画調査特別委員会の調査報告として地域経済への影響など計り知れないものがあるので、町と貝取潤温泉公社においては現時点で結論付けることなく、両者の方針を踏まえ、今後の推移を見極めながら、十分協議されるよう望むものとされております。町としましては現在、老朽化した施設が数多くあり、整理統合と改築を進めている状況であります。

あわび山荘については、現在煙突改修工事や客室等の畳表替修繕を行っており、利用可能な限り使用していただきながら、次の段階として想定される課題の洗い出し、それらの解決に向けて町と温泉公社で協議しながら、町民や町議会の理解を得られるように進めていきたいと考えております。2点目のご質問ですが、改築に向けては公社の経営改善、法人としての資本の充実を含

めた経営基盤の強化、自立に向けた取り組みを進めて行くことが課題と捉えております。今後、町と温泉公社による懇談会で課題の解決に向け、協議を重ねて参りますことで、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長(菅原義幸君) 石原議員。

○5番(石原広務君) 町長、結局3月の定例会と同じような答弁なんですよ。で、確かに特別委員会では公社側と良く協議をするということでしたが、私が先ほど質問したのは、基本的に7月30日の先程仰いました26年の7月30日、町側の考えも示されました。基本的に廃止ですよ。で、その中で後半いろんな言葉があるんですけど、まず廃止を議会側で了承してもらわないとこの先進まないというふうな発言もしてるわけですよ。で、基本的に町側が公社側と協議をする、それは町側が町長の考えが廃止という基本的な考えがあるからそこを公社側と協議をするというふうに基本的になっているわけです。だからその基本的な廃止の考えを改めたんですか、白紙撤回されたんですかということを知っているわけですよ。そこを特別委員会で協議をするということになっている、議会側の理解も得られない、逆に言えば基本的な考えをきちんと白紙撤回するなり、訂正するなりしないと今回のアスベストが出たことによって煙突の改修1,600万、これももう矛盾が出ているんですよ。当時の考えだと大規模改修1,000万円以上超えたら即廃止と町長ははっきりおっしゃっているんですよ。資料もあります手元に。その考えをきちんと改めたのかということを知りたいと思っています。

2点目の課題整備ですけど、要は町長、従業員だって、いろんなこう課題がありますよ。老朽化の問題も経営的なことも。で、お客さんのニーズもいろいろあります。確かに畳の改修も何故か8月補正予算で200数十万組んでいただきました。その以前に町長、私は再三にわたって指摘をさせていただきますが、指定管理制度運用されましたが、ここの運用の仕方、指定管理制度のそのものの認識が、町長は未だに間違っているというふうに言わざるを得ません。公社側は企業努力でかなり数字も改善されてきました。そういうことも本当にご理解されているのかなど。未だにこれは納得は私は出来ているものではありません。

町長あの、選挙期間いろんなその公約も出されましたが、大成、都市街地の街頭演説であわび山荘は残します、はっきりおっしゃったんですよ。その言葉を区民が、それぞれの理解の仕方でしょうけど、あ、考え方直したんだと。石原お前嘘言ってるじゃん、あわび山荘やるって町長言っていたぞって。また自分の一般質問した後に公社側と協議をして、その中にいたある評議員があなたが町長が、その町側から要請をした町長、副町長、係、支所長、正式な協議会だと思います。その場の冒頭の挨拶で建て替えもやぶさかではないとおっしゃったようなんですよ。ICレコーダーで録音したようですけど、それはもうあえて自分は資料として要求しませんでした。ただ要点整理としては係を通じて要求をしましたが、それはまた機会を改めて、出していただきます。で、口頭でもそれは確認をしています。そのやぶさかではない、改修もやぶさかではない、選挙期間中のあわび山荘は残します。そういうことも今の考えだと矛盾していませんか。残すということで協議をするのか、基本的に廃止の考えは改めたのか、そこをもう一度、町長、明快に答えて下さい。

○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) まず山荘につきましては、具体的に経過を申し上げますと平成22年度以降、25年度の決算において赤字が2,400万、2,500万と大変大きな数字に上っております。このままでは町が最終的に負担出来る範囲を超えてしまうというようなことで、これを受けて26年に山荘の今後のあり方ということについて町は提案をしております。その提案を受けて調査特別委員会の報告では先程答弁した内容ということでありましたので、町はこのままでは中々厳しいものがあるということで、経営改善を積極的に進めようということで取り組みを進めたところ です。その結果、現在では1,300万の指定管理料という大変成果が上がってきたというふうに感じております。

いずれにしても、山荘というのは経営は公社にお願いをしております。公社側としても、やはりしっかり経営をするということで、今、一生懸命取り組んでいる、いただいているという状況でございます。町民の皆さんのご理解あるいは議会のご理解をいただくということにつきましては、これはしっかりと経営が良くなって、町の負担もそう多くないというような状況が明らかになって初めて、この公社にもお願いが出来るということになるのではないかとこのように思っております。そうした課題を1つ1つこれからも解決に向けて取り組みながら、何とか山荘をこれからも引き続き残していけるような、そうした方法を考えていかなければならないと。そうした方向で取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長(菅原義幸君) 石原議員。

○5番(石原広務君) 町長、誤魔化しているとしか思えません。明快な答弁を下さいと言っているんですよ。廃止の考えはそのままなのか、残します、建て替えはやぶさかではない、そこを明快にお答えくださいと聞いているんですよ。基本的に山荘側は新築も望んでいますよ。改築も望んでいますよ。確かに煙突はやってくれましたよ。改修してくれましたよ。アスベスト出たからじゃないですか。畳の入替えもしてくれましたよ。かなりお客さんから苦情が出て。で、公社側では独自に、敷物敷いたりして対応してたというふうに聞いてます。西村課長が現場見て、決めてくれたという話も情報として聞いています。今の答弁だと3月の答弁と同じですよ、町長。簡単な質問だと思うんですよ。残しますとおっしゃってるんですよ。やぶさかではないって言うんですよ。町民の方が、町長考え方直したでしょ、地域に入って何人かに言っているんですよ。あ、そうなの良かったねっていう会話がされているんですよ。いや、白紙撤回になっているんですよ。今のままだと。以前の特別委員会の町側からの資料を見ると、これ今出したやつとかそのままなんです。そこをどういうふうに考えてるんですかと。廃止については改めたんですかと。だから残しますということをおっしゃったんですかと。経営改善されたから建て替えもやぶさかではないというふうにはっきりおっしゃったんですかと。そうゆうことを聞いてるんです。

指定管理制度に移行したということをおっしゃりたかったんでしょうけど、指定管理制度運用をするのであれば運営経費として、人件費も含めて公社側が企業努力としてきたボーナスも払ってない、給料も安い。現場自ら布団上げ下げしているという企業努力も、きちんと理解した上でそこも指定管理料として反映されるべきなんです。それを企業努力したって、せざるを得ないんですよ。運営経費としてきちんと見てませんから町側は。担当課は分かっているんですよ。前回の3月の一般質問でもさしていただきましたが、議員分かるかといって、私、役場職員なんだよ

と、だから言うこと聞かなきゃないっていうことだったんですよ。そうやって早期退職している方もいるんですよ。そういう職員を作らないでくださいと言っているんですよ。町長、町長の考え方1つなんですよ。指定管理制度そのものをきちんとした形で運用してくれれば、その辺は課題整備なんですから課題整備出来るじゃないですか。そこはちょっと議論が外れてしまうかもしれませんが、26年に出された廃止、基本的に廃止。この考えはどうなんですかということですよ。昨年の大成区の町政懇談会で参加者から山荘どうするんだと、建て替えるのかと、建て替えませんかとはっきりおっしゃっているんですよ。選挙間際で何も情報も無かったんですよ。ところが選挙運動5日間の間でね、街頭演説であなたはっきりおっしゃったんですよ、町長。山荘残します、個人演説会でも応援弁士の中から高橋貞光候補は大成区に1番気を使っているという応援を受けているんですよ。あわび山荘、大成区にとっては財産なわけですよ。そういうことも含めて、はっきりした考えをお示しください。要望は出ているんですから。大成区の財産ですから。多くのご支持を受けたとおっしゃったじゃないですか。あなたのその言葉を聞いてね、かなり感動もしてましたよ中には。改めてくれたんだと。改めてくれたんだということですよ。だからその辺をはっきりこの場で答弁としておっしゃってくださいということです。

以上です。

○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) それでは質問にお答えをいたします。まず私の考えではこの存続についてしっかりと前向きに考えたいと思います。ただこれは私が存続すると言っても、これは議会の皆さん方の理解、町民の皆さんの理解が無ければ実施、実行出来るものではございません。で、そのためには、指定管理料の話をされましたが、いくら出しても良いということでは当然これは理解の得られない話であります。したがって、そういう条件整備にしっかり取り組んで全体のご理解がいただけるよう環境整備をしなければならないと。したがって、これから、公社側とそういった部分についてじっくり相談をさせていただきながら、この全体のご理解をいただいてそうした要望に応えられるように一生懸命努力をするということではないかと思っております。

○議長(菅原義幸君) 石原議員どうします、4度目を求めるのか、それとも答弁漏れなので補充答弁を求めるのかあなたのご意志を伺います。

○5番(石原広務君) 答弁漏れということになります。

○議長(菅原義幸君) それでは町長、答弁漏れということでございますので

○町長(高橋貞光君) どこに答弁漏れがありますか

○5番(石原広務君) 改めて質問よろしいでしょうか

○議長(菅原義幸君) 答弁漏れの説明を許します。

石原議員。

○5番(石原広務君) 町長3月の定例会の一般質問と同じなんです。平成26年の7月30日町側から出された資料にはあわび山荘は廃止するというふうになっているわけじゃないですか。で、今回いろんなことがあって、公約としても課題整備ということまで謳っているわけですよ。公社側と協議する確かにそうですよ。3月の一般質問をした後に町側から声を掛けて1度は協議します。その中でも、建て替えはやぶさかじゃないとおっしゃっているんですよ。じゃ、26年7

月30日に出された資料はどうなんだって、それは関係ないとおっしゃっているようなんですよ。そこはだからあえて言わなかったですけど、要点整理表も今後何か機会あれば、提出を求めます。係は良いと思います。ただ町長が今出せる状況じゃないというふうなことでしたから、あえてそれ以上強くは要望しませんでした。公社側で取ったICレコーダーCD-ROMに落ちてますけど、それはあえて自分は要求しませんでした。その他でもはっきり町長おっしゃってるっていうんですよ。だからそれを受けて選挙期間も残しますと。いや確かに今の事では残すということですけど、区民には今の説明出来ませんよ。確かに存続とか、おっしゃっているけど建て替えをして老朽化いろんな問題をクリアしながら、指定管理制度もきちんと理解改めながら、やるのか、やらないのかっていうことです。まずこの廃止っていう、これ本当に関係ないんですか。白紙撤回されるんですか。そういうところをきちんと答弁してください。簡単なことじゃないですか。あやふやにしないでください。

以上です。

○議長(菅原義幸君) 補充の答弁を求めます。

町長。

○町長(高橋貞光君) それでははっきりと申し上げます。まず区民に説明出来ないというお話がございましたが、私としてはこれは大成区だけの施設ではなくて、せたな町の施設でありますから、町民に対してしっかりと説明責任を果たさなければならないということは、石原議員もご理解いただけるというふうに思います。そこで将来とも大きな赤字をするという可能性があるとするれば、それは議会に提案出来ないということもこれもお分かりになるというふうに思います。したがって、そうした課題を1つ1つ整理をして、今しっかりと経営が出来ていくと。将来に渡ってこれは1度やると、30年40年という、そういう長い経営をお願いしなければならないということになります。

したがって、そういったことがしっかりと出来るということでなければ、逆に我々が山荘に、この公社に経営をお願いするということも出来ませんし、公社側もそれを受けるということには当然ならないというふうに判断しておりますので、そういったことも含めて、しっかり環境整備をする必要があるということで、答弁にさせていただきます。

(不規則発言あり)

○町長(高橋貞光君) だから先程申し上げましたように存続を私としてはしていきたいと。ただそのための環境整備は、これは町民の皆さんに説明をして理解をしていただけるような環境づくりがなされなければ、前に進まないということは、これは石原議員も議員の1人でありますので、議会としてどういうふうにあるべきかということは十分ご認識いただけるものと。赤字のままで町がどんどん施設を立てていくということは、これはならないのではないかとこのように思っております。

○議長(菅原義幸君) 10番、大野一男議員。

○10番(大野一男君) 議長より質問のお許しがありましたので、不漁対策について町長に答弁を求めます。

今年のイカ漁はさっぱりだ。海水温の影響か、いつもと全く違う。ホッケもさっぱりだったし、

魚はどこ行ったんだろうなど切実な浜の声が聞こえてまいります。先般、平成29年8月末現在、ひやま漁業協同組合魚種別水揚げ統計表が示されました。このデータによると、特にイカの水揚げの記録的な落ち込みが目にとまります。それによりますと今年度平成29年度8月末現在のイカの水揚げ高は、前年度平成28年度8月末現在と比較して、ひやま漁協全体では数量で16%、金額で18%の実績であり、せたな町合計では数量で15%、金額で17%の水揚げ実績となっております。さらに、せたな町合計分の過去5年間、平成24年度から平成28年度までの平均と、本年度、平成29年度との比較では数量で15%、金額では23%の水揚げ実績となっております。平成25年度からのデータから見ても水揚げの年ごとの増減は確かにありますが、その繰り返しはありますが、前年度また過去5年間平均と今年度平成29年度と比較した実績が数量では15%前後、金額では20%前後であり、水揚げが極端に少なく、極めて異常な状況であり、かつてない程のかなりの不漁状況にあると言えます。

当町にとって漁業は、農業と共に町を支える基幹産業であります。豊漁、豊作であってこそ町の経済は潤い、循環していくものであると考えております。町はウニ、ナマコ、あわび、アオヤギガイなどいわゆる育てる漁業に力を入れ、さまざまな方策、支援を行なってまいりました。その成果は徐々に表れ結果、安定的な漁獲量の確保が図られ、漁業者の経営安定の大きな柱になってきていると考えています。また一方で、従前からの漁船漁業経営の大きな柱となっております。このいか等の不漁の原因は色々と言われておりますが、はっきりしたことは分かっておりません。今年度のいかの記録的な不漁など浜の全体的漁模様の実態を鑑み、今後の漁模様の回復を願うところでありますが、現実はかなり厳しい状況にあると考えます。こうした事態を考慮し、町として何らかの方策を持って支援をし、町の基幹産業である漁業、漁業者の下支えを図っていかねばならないと考えます。

町長の所見をお伺いいたします。

○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) それでは、大野議員の質問にお答えをいたします。

現在の水揚げ状況につきましては、9月12日開催の産業教育常任委員会の中でも報告させていただいたところであります。今年度は水揚げが大きく落ち込んでいるという状況にあります。この主な要因は議員のご質問にもありましたとおり、スルメイカの不漁が挙げられ、その水揚げは8月末現在で例年の2割程度に溜まっており、昨年対比では地元船28隻分ではありますが、地元船の部分としましては1億2,000万円の減収となっております。ひやま漁協によりますと昨年度の夏場を中心とした最盛期のイカ釣り漁は8月で概ね終了をしておりましたが、今年度は小規模ながら回遊が継続しており操業が現在も続いているなど、例年にない様子も見られているようですが、先程申しあげたとおり平年には程遠い状況とのことでありました。スルメイカの漁場が最盛期に前浜で形成されなかった要因として、研究機関によりますと今年度は対馬暖流の勢力が強かったことに加え7月の好天で海水温の上昇も進んだことから、例年より早いペースでスルメイカが北上したのではないかとの見方をしているようです。

近年はスルメイカだけではなく、回遊資源全体がこのような環境変化を初めとする様々な要因で低迷しているという状況にあることから、漁業経営の安定を図るため、道が示した日本海漁業

振興基本方針に基づき、漁業の基本的収入となる養殖や前浜資源を中心に、これまで支援を行ってきたところであり、ウニやナマコなどでは一定の成果が見られているほか、現在、最盛期を迎えている秋サケ漁については好調に推移しているようであります。しかしながら、例年水揚量が1番高い、イカ釣り漁業におけるこの度の不漁は、漁業者はもとより地域や漁協などにとっても大変大きな影響があるというふうに感じております。このようなことから、今後も水揚の推移に注視しながら、回復の兆しが見られない場合は、関係機関や漁協、漁業者からの情報を基に、何らかの対策を検討していかなければならない状況にあるというふうに考えておりますことで、ご理解願います。

○議長(菅原義幸君) 大野議員。

○10番(大野一男君) 再質問させていただきます。

3件の提出された資料をもとに私もこのデータを見させていただいて2割程度の水揚げということで本当にびっくりしております。去年も相当の不漁だったというふうに言われてますので、それと比べても2割やら8割減という実態は、かなりこのイカ釣り漁業者を初め、せたな町の漁業者にははずいぶん打撃を受けてると、体力も相当消耗してるのではないかなと、今心配をせざるを得ないような実態にあるんだなというふうに思ってます。そういう状況を鑑みてですね、町として何らかの対応を今からきちんと考えて、その姿勢を示していただきたいという意味で、今日質問させていただきました。

過去に、浜の様々な状況を踏まえて、こういったアピール運動が起きた事例が何個かあります。平成20年7月15日に、全国の漁業者が一斉に休業をしております。この主な原因は燃油高騰による救助を、政府や国民に訴えるため全国の漁業者が一斉に休業したと。これに先立って6月18日、19日には全国のイカ釣り漁業者が一斉に休業しております。当時のA重油の燃油の1リッターは96.7円とされてまして、今60円くらいだそうですから、相当な高値だったということで、いわゆる舟を出しても経費倒れだということで、この現状を訴えることでシュプレヒコールをしたという事例がありました。

それから平成25年4月26日、27日で、これも一斉休業をしております。全漁連に入る全国イカ釣り漁業協同漁業協議会所属のイカ釣り船の約3,000隻が4月26日、27日に一斉休業したと。これもいわゆる燃油高騰によるのが原因だと言われております。当時のレートで1リッター当たり91円から96円というふうになっておりまして、4年前と比べて1リッター当たり37円ほどが上昇したと。この時国は、いわゆる漁業経営セーフティネット構築事業というのを行っておりまして、漁業者、養殖業者と国の拠出により燃油配合肥料の価格が、それぞれ設定基準以上に上昇した場合に、一定の補填金を交付する事業を創設して対応を考えると。ただその当時の実行は、1リッター当たり14円を補填するという程度であって、その程度ではとてもでないけれども現状には間に合わないという状況だったというふうに資料を見て書いております。

それから平成25年の5月29日で、我が国の漁業を守れ、燃油高騰対策の実現をというスローガンのもとに、全漁連の全国漁業者代表会の2,000人を超える全国漁業協同組合連合会、JF全漁連の集会が行われています。この中に円安によって持たされた燃油価格や養殖用飼料の急騰によって漁業、養殖業者が廃業にまで追い込まれることに許されるものではないと緊急対応を求

めた。そしてこの中で、青森県の小型イカ釣り漁の代表であります三國さんという方がコメントを寄せております。夜のイカ釣り漁は集魚灯でイカを集めて獲りますと。コストの中で油代が3割から4割を占める我々にとって、燃油高騰は致命的な問題であると実情を訴えた。この事例はいずれにしても、燃油高騰によって、非常にその採算が合わないという現状を訴えて、国あるいは道、自治体にそれぞれの支援を皆さんでやろうということで全国組織やったという事例です。今回は燃油ではなくて、実際に魚が獲れない、イカが獲れないという根本的なこの状況が今あるわけです。先程町長の方から、この原油等についてはいろいろありましたけれども、どうもその海水温が、イカというのは東シナ海沖で産卵をするんだそうです。そして日本海を上がってくるイカと、太平洋を上がってくるイカが北上してくると。ちょうど7月8月に、この檜山の沖にイカの群れが来るというのが通例だったわけですが、海水温等の変化によって、今年は北のほうに早くイカが追いやられたのではないかとということで、稚内が非常にそれによって好景気だと、非常に水揚げが多いという一例があるわけです。

しかし私たちの前浜は、現状のように数値が表すように、前年対比約2割の水揚しかないというような実情になっています。で、今後の漁業回復ということも期待されているわけですが、今年の当初で専門家あるいは学者さんの意見では、その東シナ海の海水温が去年と比べて非常に産卵に適した温度なので去年ほど酷くないだろうと。今年のスルメイカ漁は漁獲に期待出来るのではないかとというような予想をもとに6月1日解禁日を迎えました。現状は非常に厳しいと。稚内で一部水揚げがあったり、先般、八戸沖で少し大量になったという事例はありましたけれども、どうも芳しくないというのが実態です。今後、昨日も漁火見えていましたけど、どのくらいまで回復するかというのは、非常に難しい状況にあるということが現実的に見えてきてますので、今、町長から具体的な支援の事例というものは示されませんでしたけれども、やはり私は今からきちんと、その辺の対応を考えていく必要があるだろうと思います。

函館市は、2017年今年の5月13日に、イカ不漁対策として国に要望を出しております。函館市は、いわゆるイカの加工産業の町として1つの一大産業を築いているわけで、函館市は輸入イカの助成に、1億円を助成して不漁を受け函館市の加工業者団体に、昨年に続くイカ不漁で函館市はイカの加工団体に対し、輸入イカの共同で購入する際、費用として総額1億円を助成することを決めた。9月の定例会に補正予算として提出する。対象とするのは、市内の加工業者、55社が加盟する函館特産食品加工業協同組合が購入する加工用輸入イカの費用です。昨年の購入実績や国の追加輸入額を考慮し、1キロ当たり100円で計100トンを見込むと。こういう函館市なども独自の、これは加工ですけれども、水産関連の予算を計上して下支えをしているという事例もありますので、私たちの町もぜひ今から、魚量が回復して結果的に1月まで漁期あるというふうに聞いていますが、今最盛期ちょっと過ぎてますけど、その様子を見ながらぜひ具体的に何らかの、支援策を今からきちんと検討して、漁師の方に町も挙げてしっかりと支えていますよとそういう町の姿勢を示して、漁師の方々の安心安全をしっかりと確保していく。いう姿勢を示すことは大変必要ではないかというふうに思いますので、今、町長の答弁にはまだ具体的なことを云々という段階では無いにしても、もう少しこう何か見えてくるような答弁をぜひお願いをしたいと思います。



○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) それでは2回目の質問にお答えをさせていただきます。

大野議員からはこれまでの原油高騰に対する支援などの事例を挙げて、今回もその必要があるのではないかというお話でございました。当然、このひやま漁協も、こういった状況への対応について、これから検討されるものというふうに考えております。場合によっては道への要請といったこともあるかも知れません。町としてはこうした動きにしっかりと協力あるいは支援ということをしていかなければならないというふうに思っておりますし、町独自の支援につきましても、これは当然そういった場合にはしっかりと対応して参りたいというふうに思いますと同時に、今こうしてイカ釣りに対する経営における依存の体質といいますか、このウエイトをやはり少しでも少なくするための方法というものにもこれは取り組んでいかなければならないというふうに思っているところであります。

これは育てる漁業あるいはこの前浜の資源の拡大をさらに進めて行きながら、経営におけるイカ釣りの水揚げの割合を少しでも軽減をしていくというなことがこれから大切だろうというふうに思っているところでございます。いずれにしましても、漁業の中でのイカ釣り漁業というのは大変大きなウエイトを占めておりますし、漁協に対する影響あるいは地域の経済に与える影響も大きいということでもありますから、こうした事態には町としてもしっかりと対応して参りたいというふうに考えておりますことで理解いただきます。

○議長(菅原義幸君) 大野議員。

○10番(大野一男君) 最後の再々質問になります。

今、町長から漁業者の経営の実態についてあるいは具体的な支援ということで答弁を求めましたが、数字が表れてこない状況で具体的に何に対していくらという金額等々の提示というのは難しいのかなってのは配慮し、理解をしておきたいと思いますが、よくよく今後の水揚げ高等々の推移を見ながら、その状況が判断出来るときにはそれなりの町としての一時的な支援というものはしていくんだと、こういうことだけでも、しっかり言及した言葉をいただきたいというふうに思います。また北海道、国にも、そういった状況を訴えて緊急避難的な意味もありますけれども下支えをしていくことで、この状況を切り抜けていくということが必要だと思うんです。去年も大変不漁だったと。今年はその不漁に増してイカが獲れないという、これは漁業者自身が、自助努力をしてもどうにもならない、ある意味自然災害という言葉は当たらないかもしれませんが、自然がなすそういういろいろな作用によって、そういう状況があるということを考えますと、やはり公の部分でしっかりと基幹産業を支えていくという理念観点から行くと十分私は整合性のある話だというふうに思いますので、その辺をよくよく検討を進め、具体的な施策を示してもらおうということを、状況によってという再三の1つの条件はつきますけど、そこはぜひお答えをいただきたいと思います。

それから幅広く今後の漁業形態について、今、町長からありましたが、育てる漁業、やっとな町にも根づいて来て、そちらの方も一方の柱として十分育ってきてるという状況は私も見て取れますし、北海道の3海区の中で日本海のこの海区の水揚げ高が1番低いんだという状況を見て、日本海漁業振興と政策にお金入れて、まず育てる漁業をしっかり推進していこうという姿勢

は私も十分読み取れますし、また今年は漁業チャレンジ事業等の、そういう予算をやって漁業者にそういうものを促していくということは高く評価をしていきたいというふうに思います。ぜひその辺も、積極的にさらなる予算を付けていわゆる資金投入の際の軽減であるとか、あるいは利息の負担軽減であるとか、そういった側面からの応援もぜひ考えていただければというふうに思います。

先般、AI 人工知能というのがあるんですが、AI でイカの漁場予測をという記事が載っております。所謂こうしたイカが不漁の中で、さまざまな方法でイカの確保しようと模索する取り組みが始まっていると。その一つとして AI 人工知能を使った魚予測システムの開発が今行われていると。京都大学や JAMSTEC 海洋研究開発機構などのチームが、八戸港を拠点として漁業者の協力で今年の漁からイカ釣り漁船にシステムの構築に必要な装置を設置したと。漁船が操業した漁場の位置や海水温などのデータを集めるのが目的ですと。開発中のシステムでは AI 人工知能が蓄積された魚の量のデータと潮の流れや、海水温などの海洋環境の予測データをもとにいかの漁場を分析していると。その分析した結果を漁業者に届け、漁に役立ててもらおうものであると。

漁業者は長年の経験や勘に基づいて、イカの漁場を探って来ていますが、AI 人工知能を使えば蓄積された膨大なデータを短時間に処理し分析するため、より確実に漁場を見つけることが期待されていると。チームでは5年後です、5年後の実用化を目指しているということが、この間NHKの解説員の解説に載ってしまして大変おもしろいなと思っていました。ぜひ町長、こういうことにも、私たちの町も注目をして、いろいろ研究機関とも連絡をとりながら先駆けて、そういう先進的な漁法等も取り入れられるような、そういう提供を町も率先してやっていただきたい。ぜひその辺もしっかり政策の中に折り込んで、今後の漁業推進を進めていただきたいと思いますが、再度答弁を求めます。

○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) 議員大変しっかりと勉強しておられる様子、しっかりとお聞かせをいただきました。最終的に現在の不漁という、そういった判断、最終的な判断をする時期がこれはもう迫っているというふうに今感じております。管内、同じような状況にあるところでもありますから、ひやま漁協あるいは管内各町の考えもよく聞かせていただきながら、しっかりと対応させていただきたいというふうに思っております。また議員おっしゃいました試験研究機関等の情報につきましても、これはしっかりと参考にさせていただきながら、この前浜振興も図っていかねばならないというふうに感じたところでございまして、こうしたことにつきましても、しっかりと気を配って、これから取り組んで参りたいといふふうに考えておりますことで、ご理解を願います。

○議長(菅原義幸君) 開会から1時間以上経過しております。ここで休憩に入ります。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○議長(菅原義幸君) 休憩を解きまして会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

9番、平澤等議員。

○9番(平澤等君) ただ今発言の許可がございましたので、先に通告してあった1点、町長に質問いたします。

質問事項は、せたな町の観光への位置づけによる玉川公園の整備についてでございます。玉川公園はせたな町の花である水仙の名勝地として、有益な観光資源であると考えます。また公園内には東屋そしてトイレ、水飲み場そのほかに丹羽地区の開祖に纏わる多くの形構築物が点在してございます。今年の玉川公園水仙まつりは、雨と強風によりロードレースのみ実施となり、野外ステージのイベントは全て中止になりました。毎年5月第2日曜日に催される水仙まつりは、町内はもとより町外からも数多くの行楽客に親しみ楽しまれております。さらに郷土芸能や特産品の販売を通じたせたな町の宣伝効果も大きく期待されているところです。お花見の行楽シーズンの観光客の取り込みなど、玉川公園の整備について天候に影響されない対応策を講じることが重要だと思っております。

以下の3点について町長の所見をお聞きします。悪天候に耐えうる頑丈な野外ステージの設備計画はどうなっているのか、2点目でございます。一般行楽客、これ雨の時の場合ですけども、雨避けテントの設営についてはどの様に考えているのか、そして3点目です。屋外事業実施困難時の代替施設の計画、またその際の一般への周知の対策はどの様にするのかと。

以上3点について、お伺いいたします。

○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) それでは平澤議員のご質問にお答えをいたします。

玉川公園は、地元丹羽町内会の皆さんが出役という習わしによりまして、先人から草刈りや階段の整備など公園管理を行い、大切に守ってきた公園であります。今までは、町の花・水仙の名所として、毎年、水仙と桜が咲き誇る時期には多くの花見客が訪れる、せたな町の観光名所の1つとなっております。議員の質問にもありましたとおり、毎年5月には、せたな町3大イベントの1つである、町観光協会主催の玉川公園水仙まつりが盛大に開催され、町内外からの大勢の人で賑わいます。しかし、45回目を数える今年の水仙まつりは、テントが飛ばされる程の暴風雨のため、野外ステージのイベントは主催者の適正な判断により、やむなく中止となったところであります。

それではご質問の3点についてお答えします。1点目の悪天候に耐えうる頑丈な野外ステージの設備計画についてですが、今年のような暴風雨の場合には、安全確保の観点から屋外でのイベント自体を中止せざるを得ないというふうに考えております。新たに野外ステージを作るということではなく、屋内での開催に切り替えて対応していきたいと考えております。2点目の一般行楽客に雨避けテントを設営することについては、ステージ前に設営するとなると、後ろのお客さんの邪魔になることや、傾斜地での設置、これは物理的に困難ということから難しいものと考えております。3点目の屋外事業実施困難時の代替施設の計画及び一般への周知対策につきましては、今年の場合、丹羽活性化センターに会場を移し、手間暇かけて前日から仕込んだ商工会女性部のおでんや、商工会青年部の焼き鳥、町内の菓子店などの赤飯、もち、パンなどが販売されました。どれも完売するほどの売れ行きだったと伺っております。

悪天候などにより今後、屋外でのイベントが出来ない場合の対応につきましては、歌謡ショーなどの催しや物品販売を丹羽活性化センターで行うことが可能かどうかや、一般客への周知の方法についても、主催者である町観光協会と主管である丹羽町内会、そして町と、この三者で今年見えてきた課題や反省点の洗出しをして、対応を協議するよう指示しているところであります。

いずれにしましても、町の3大イベントにつきましては、今後とも末永く開催出来るよう支援をして行きたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長(菅原義幸君) 平澤議員。

○9番(平澤等君) 再質問させていただきます。

町長今お話ございました悪天候の場合、今回の場合には非常に天気も、確かに暴風あったというところでテントが飛ばされてしまったとことなんですけども、ただ私ども毎度見る範囲では、頑丈な作りとは言えないんじゃないかなという懸念がします。やはり今回シートが飛ばされたんで、もうこれ以上シート張ることが出来ないから、屋外事業についてはタレントの方向何人が予定していたりもあったんですけども中止とするということであったんです。たまたま3大イベント、今、町長が申されましたように、例えばわつためがしてフェスティバルの場合には、既に屋外ステージで非常に頑強な立派なものがあります。漁火まつりの時には作ったのかなというふうなことなんですけどもやはり、この春先のこの大きなイベント、そして又これは第2日曜日母の日でございます。それを目途にして、それなりの料理とか、いろんな意味で家庭中でも準備している方がいるので、今日中止というのは本当に忍びないんです。そういった点では、もう少ししっかりした今の建物は、今以上のものは作らないという形の表現の町長おっしゃりましたけども、私はある程度もう少し頑丈な建物、テントでなくてちゃんとした固定した屋根ですか、そういったものも出来るんでないかなって、そういうのは設備計画中にしっかり載せて、ある程度の風雨に耐えうるものにしていただきたい、これについて再度見解を求めます。

それから2点目でございますけども、2点目、雨避けテントというのは、私が質問したのは全てにテントを作れっていうんじゃないくて、たまたま遠くから来られた方、それから年配の方々 came 来た時にある程度、傘なり合羽なりを持つのも大変だから、その辺に対しての幾らか来た人に対する配慮を何箇所か、一部平らなところもございます。近いか遠いかは別としても、そういった面で、近いか遠いかっていうのはステージからですよ、その面について一部平らな所もある、その点について、例えば電車の中にもあるようにシルバーシートではないですけども、そういった優待席というのを作ってお迎えするという、そういった配慮が出来ないかっていう表現をしたんです。勿論傾斜地にテントを建てるとするのは困難だと思うんです。そう言った意味ではその点どうでしょうかというのが2点目です。

3点目、屋外事業代替施設、今回の場合残念ながら周知が遅かったんです。で、防災無線通じて丹羽の玉川水仙パレスで行いますよと言ったものの、その周知を聞いている人が割と少なく、残念ながら何とか処理はしたけども、無理くりの処理でなかったのかなっていうふうな気はするんです。で、やはり丹羽の側には、今、町長が申されましたように、活性化センターあります。また、廃校になった玉川小学校の校舎、非常に大きなものがございます。そういったものを、悪天候の場合にはいち早く、それを利用して屋内行事をすると。せっかく来た観光客、行楽客をみ

すみず帰さないために1つの方法として、ぜひ考えていただきたいもんだと思います。

その辺について今、適切に判断をするっていうふうな表現をしましたけども、この適切な判断っていうのが、やはり今年の場合、テントが飛ばされたから駄目ですって言ったんだけども、ある程度の強風の場合にはもう予め例えば物差しじゃございませぬけども、危険を及ぼす場合には朝の段階から今日は活性化センターで行います、若しくは旧玉川小学校で行いますという案、は何年か、非常に大分前ですけども施設的なことがあって、ふれあいプラザの方でしますと、そういったのも何か記憶にございます。ま、そういったもので、屋内行事でもしっかりと、せっかく来たお客さんを見送りにさせないような、そういったような対策をする必要があるんでないかと思っておりますけども、その辺についての答弁をお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) 2回目のご質問にお答えをいたします。

屋外でのイベントでは、強風による事故が毎年のように全国的には発生をしている状況にあります。暴風等の天気の変化が予想される場合については、これは参加者の安全を最優先にすることについてはやむを得ない措置というふうに今考えているところでございますが、こうした場合、近くに活性化センター等施設がありますので、急遽移動しての開催ということが観光協会や、共催の丹羽町内会とも協議をして参りたいというふうに思っております。また風でテントが飛ばされたという状況でありますので、もう少し、この飛ばされないような丈夫な方法と、そういった方法が取れるかどうか、取れないかどうかということについても検討をして参りたいというふうに思います。

いずれにしても玉川公園につきましては、丹羽町内会、丹羽開拓の歴史のこの史跡が沢山ある大切な場所でありまして、水仙や桜なども町内会皆さん方がしっかりと手入れをしていただいて、大変素晴らしい環境となっておりますので、これしっかりと3大祭りの1つであるこの水仙まつりにつきましては、皆さん方に十分楽しんでいただけるような、そうしたイベント、これからもしっかりとやって参りたいというふうに考えております。これは当然のことではありますが、主催であります観光協会、それから共催をしております丹羽町内会、そして町と、この3者が、商工会も入りますが、こうした団体がしっかりと連携をしながらですね、イベントを成功させると、これからもそうして参りたいというふうに考えているところであります。

また質問にはございませぬでしたが、いろいろ水飲み場、それからトイレ、あるいは東屋という施設もございます。老朽化してる部分も見えておりますので、こういった整備につきましても順次、出来るところから整備を進めてまいりたいというふうに考えておりますことをご理解いただきたいと思っております。

○議長(菅原義幸君) 平澤議員。

○9番(平澤等君) 3回目の質問でございます。

今、町長話して、頑丈な屋外ステージを作るって幾らか、前向きに言ってくれたんで、多分今よりか丈夫なものを作ってくれと。私はテントではなくて、ちゃんとした屋根の方が良いんでないかなとは思ってはいるんですけども、そういった設備については、しっかり町の方で対応していただきたいと思っております。またその対応についても、今お話されたように3者というふうなこ

とでありますけども、予め町有施設を十分使えるというふうなこと、その観光協会、主催者の方にもお話して、ある程度の目安の中で行楽客をがっかりさせないような方法については、前もって十分協議をしていただきたい、このように思うわけでございます。

それから、後で言おうかなと思ったことを町長がたまたま言ってくれたんで良いんですけども、やはり玉川公園内に置かれてる東屋3基、それからトイレが2つ、そして水飲み場あります。私それについてちょっとあの何かのとき言っておこうと思って今言ってくれたんで、水飲み場だけはね早く直していただきたいなど。というのは、あれはもうモルタル剥げて、中の針金も見えて来ているんです。やはり観光地として丁度、鳥居を曲がったすぐのところに、1番重要などこにあるんです。そういった意味では、あの施設は直した方が良いでしょう。また昨年ですけども、台風で倒木になって頂上の東屋、屋根破損しています。そういったところについても、やはり今要するに、順次早く整備していただきたいとこのように思います。

今、町長前向きに即やられるのかなというふうなことでもございましたけども、これについては即やりますという答弁を今していただければ有り難いと思いますし、今回の水仙まつりについてもなるだけ中止することが無いように、しっかりと町の方で指導力を持った中でやると、そういう答えをいただければ良いと思います。

よろしく願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) お答えをいたします。

支障のあるそういった設備につきましては、即実施したいというふうに思っております。

○議長(菅原義幸君) 平澤議員の質問が意外と時間、短時間でしたので

○9番(平澤等君) もうちょっとやれば良かったかな

○議長(菅原義幸君) 15分程余しておりますけれども、昼食休憩に入りたいと思います。で、午後から真柄議員、ゆっくりやってください。

ただいまから、休憩に入ります。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 1時00分

○議長(菅原義幸君) 休憩を解きまして会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

8番、真柄克紀議員。

○8番(真柄克紀君) それでは午後1番、やらさせていただきます。

先程行政報告で、4期目を迎えた町長の決意並びに前向きな形の意気込みを聞かせていただきました。どうぞ先頭に立って町政に更なる知恵を発揮していただければありがたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでめでたく4期目に付託された町長に対して、今後4年間の基本的な考えについて、色々件数はございますが、今回は提出した2件について質問を通して伺いたいと思いますので、

よろしくお願ひいたします。

地方創生について、これまでの取り組みについてまず伺いたいと思います。

平成26年、第2次安倍内閣で掲げられた地方創生についてであります。地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策であります。事業が始まって3年、奇しくも安倍内閣も今日発表するというところでございますが、この政策を遂行してから今回解散ということで、この政策についても国民の評価を得るという時期が出てくるそうでございます。私もこれに準じて町の方もこの地方創生について政策を展開して参りましたので、町長にこの2年半の展開した成果、その他について現時点でどう判断されているか、お伺いしたくて質問させていただきます。

まず1点、始まって3年、現時点で、どのような成果が当町にもたされると判断されているのか。2点目、これらの事業が効果を上げるためには何と云っても、私は第1に町民の意識の高さ及びに町民の積極的な関与なしには成果を得るのが難しいと考えておりますが、現時点の町民の認識、関心、理解度等について、どのように把握、判断されているのか分かる範囲で結構ですので、お願ひしたいと思います。3点目、この事業の目的であります地域に変化をもたらす政策について、町長はこの2年間、特に何処にポイントを置いて進めてこられたのか。

以上の点について3点お伺ひして、1回目の質問といたします。

○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) それでは、真柄議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まち・ひと・しごと創生法が平成26年11月に制定され、同年12月に人口の現状と将来の展望を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び今後5カ年の政府の施策の方向を提示するまち・ひと・しごと総合戦略が閣議決定されました。それを受けて町では平成27年3月に、地方創生本部及び創生有識者会議を設置し、少子化と人口減少を克服し、将来に渡って活力ある地域を維持していくため、せたな町人口ビジョン及びせたな町創生総合戦略を策定したところであります。これまで、国の交付金である地方活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生加速化交付金及び地方創生推進交付金を活用し、総合戦略の目標人口である平成32年7,732人を実現するために取り組んで参りました。

ご質問の1点目の成果であります。人口減少に歯止めをかけるため、お試し暮らし体験住宅や農業実習・研修宿泊施設を整備し、それに併せ首都圏での積極的な移住PRや呼び込みを行い、お試し暮らし住宅においては、夏場の期間での申し込みが多数あり、抽選により選考となるまでとなりました。さらには、農業・酪農体験や医療・介護職体験のモニターツアーを実施し、町に人を呼び込む多彩な仕掛けづくりを展開し、せたな町への新しい人の流れが出来つつあります。

また、交流人口の増加を図るため、体験観光として瀬棚区の三本杉海水浴場をバリアフリービーチとして整備を行い、体の不自由な方が容易に利用出来る施設とし観光客の増加を図るとともに、檜山管内7町と東京都特別区の連携事業、北渡島檜山4町との連携事業を展開し、道内外からの誘客促進や特産品の販売、ふるさと納税のPRを実施したことにより、道外からの観光入込客数の増加やふるさと納税額の増加が図られております。このようなことから、これまで事業を実施した結果においての総合戦略で定めた目標値KPIに対し概ね達成しており、事業の成果はある

ものと判断しております。

2点目の町民の認識、関心についてであります。創生事業については、各区の地域協議会において事業説明を行い、また創生有識者会議において、これまでの事業の効果・検証を図ってきました。せたな町のPRや魅力の発信などの効果は徐々にあがっておりますが、新たな移住者や就農者といった実績には繋がっていない状況です。従って行政のみでは限界がありますので、この事業がさらに町民に理解していただけるよう努力して参りたいと考えております。

3点目のこの政策のポイントですが、町の魅力を活かし、時代にあった地域づくりを進め、せたな町への新たな人の流れを作ることがポイントであると考えています。

従いまして、ポイントとなる町への人の流れを作るとは、せたな町単独での取り組みはもとより、創生事業を活用した檜山管内7町との連携、また創生事業以外での地域づくり総合交付金を活用した北渡島檜山4町地域連携事業や、渡島半島広域連携事業を活用し、今金町と連携を図るなど広域的な取り組みが重要となって参ります。今後もしっかりと取り組んで参りたいと考えておりますことをご理解願います。

○議長(菅原義幸君) 真柄議員。

○8番(真柄克紀君) 先程、町長の方からも出ましたけれども、せたな町の計画期間は2015年から2019年の中で、人口目標2010年の9,590人から最終的に2040年5,270人までの中の計画のいま過渡期にあると、真ん中にあると、これ事実でございます。そんなことでこの地域戦略に関して私もちょっと、他の自治体の中身ちょっと調べてみました。他はどのような政策がこの創生の中で展開されているか。1つはこれ道南の北斗市でございます。この北斗市の移住対策これすべきじゃないですけど、ここでは引っ越しの費用20万円程度の補助あるいは複数の子供がいる場合の給食費の減額、それから今いうところの体験農園、体験学習、そういう形の中でこれはほかの町のことですけれども、2019年の北斗市は700人の転入を見込んでいたと。新幹線効果もあるし。しかしながら現実には2016年で328人の人口減少、要するに人口減少は進んでいるけど、あれだけのある意味での私たちの町にない要素を含んでも、それでそういう政策をしても現実はそのような形であるというのが1点。

それからもう1点は、これ広島県的美杉町というところですけども。ここは、これは奇しくも高橋町長と大変考え方が同じ町長がいらっしゃると思うんですが、トップレベルの子育て環境。子育て環境日本一を目指す町。ですからほとんど共通の考え方の理事者がいるんだなと私思いましたけど、ということを最優先にしてまちづくりをしていくということで、そこでの主な政策の中では保育料の軽減、それから18歳まで医療費補助、それからもう1つは、小学1年生からの英語環境の徹底、これは作るこれも入れてあります。それから定住対策では、当町と殆ど変わらないと思うんですけど、地縁ネットワークの利用、地縁地のここから出て行った方々のネットワーク。それから住宅支援事業、これはほぼ同じです。それから店舗改修補助、これも。それと産業関係では、やはり自然体験、農業体験、体験型観光等で今いうところの産業を盛り上げていくと。

私が何故この2つを上げたかというのは、これ全国的にはほぼ当町と同じような施策が全国で展開されてるってことはこれ事実であろうかと。町長もそういう感覚でいられると思うんでその辺に関しての基本的な考え方、現状の把握についてもお聞きしたいんですが、それで私は今まで展



開していることに関して、これはどんどん進めて行かないとならないし努力していかなきゃならない、これは事実の話ですけど。ただ今のこの国の財源に充てて地方に交付した総合交付金、うちも交付金を利用して事業展開してるわけですけど、私も最初は議会で説明を受けた時に特定目的補助金という形ではなくて、事業の裁量の中である程度出来るものであろうという前提で、名前からいってそうですよ。

ところが町長どう思われるか知りませんが、現実は今いうところの自治体が国の方向に合わせた形で、ほぼ同じような形の施策を提言して、そのパターンに合った施策であれば補助金が出るというような形と捉えても仕方ないぐらいに非常に使い勝手が搾られた、ある面で行くと確実的な町村が全国に展開していくという形の危険性もあるのではないかと。国の考えを少し逸脱して自由な発想で自治体がやってくとすれば、これが当たらないとかという中でこの町はどうか分かりませんが、この計画を策定する上で時間的な余裕もないってことでコンサルに頼んで、それでその総合計画の中で、当然この町内にもそういう形の受け皿としての協議会がありますけども。これ、町長どう思っているか分かりません。私議会の立場で良く調べてみたら、何かそのように今のままのこの形で進めて行くと、隣町村、隣町村、同じ施策を、ずっとやっていくことによってこの差が出て来て、何とか自分方の独自性の中でこのエリアの中で、せたな町が生き延びるって言ったら悪いけど、そういう形を出していくとなった場合に、大変難しい面もあるんじゃないかと私は思ったわけです。それで町長どう思っているか分からないんで、その辺についての所見もお聞きしたいと思いますし。

同時にあの総合戦略、議会に提出された時、私達最終的に私も同意しました。今から思うと、その段階でもうちょっと私いち議員としても、もうちょっとその辺についての中身を議論したかったなと思っておりましたが、これは私の力不足ということもあるかもしれませんが、ただ今ここに来て先ほど言うように、約3年経って同じような形の中で行くと、町長は先程こういう成果は出ているとは言いましたが、これをもっと自分の町が実になるものにしていく場合は、このままで如何なものかなと私危惧するものですから、今心配してるんです。

このままでほかの町と差別化して、きちとした形で当町が前に進んで行けるのかどうか。再度今この中間地点に当たって、町長の今の現状に対する認識をお伺いしたいと思います。

○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) 2回目の質問にお答えをいたします。

真柄議員おっしゃいましたように、これは計画につきましては、国の審査というものがこれ必要ということで、議員が言われるような懸念というものは当然我々も持っております。しかしこれはそれをしないと予算をいただけないということになりますので、これはそういった範囲の中で最大限町としてこの効果の上がるような施策を進めて行くということになるというふうに思います。で、せたな町としては単独で行う事業ももちろんございますが、しかしこういった小さな管内でありますから、これは広域の連携の中で進めるということがより効果的という場合も当然出て来ますので、その辺については檜山管内7町あるいは北渡島檜山4町でのこの連携事業というものも今取り組んでいるところでございます。

いずれにしてもこの計画は平成31年ということございまして、今中間の段階でのこの

KPI 目標値に対するこの進捗率につきましては、概ね順調に推移をしているというふうには先程答弁をいたしました。それはそれとしてさらにこの効果を上げるべく、やはり新たな取り組みについても検討していかなければならないというふうに思っております。したがってこの後も出て来ますが、色々な施策をこの中に取り込んで行けるかどうかということについてもしっかりと検討して参りますし、もしそうで無い場合必要な施策があるとしたらこれはしっかりと町単独で取り組むことも必要になるというふうに思っているところでございます。

いずれにしても移住定住対策あるいは人口減少対策等につきましては、これは移住定住ばかりでなくてこの町に住んでいただいている町民の皆さんがやはり安心してこれからも住み続けることが出来るということも大きなポイント重点になるというふうに思いますので、そうした総合的な見地からしっかりとこうした地方創生について考えていかなければならないというふうに思っておりますので、しっかりとこの後もやらせていただきます。

○議長(菅原義幸君) 真柄議員。

○8番(真柄克紀君) 3回目になりますけど、私はこれは町側にしても私達議会にしても今言うこの約3年経った段階でのある程度の分析と、それからこれから如何にお互いがお互いのスタンスの中で本来の意味での地方創生、町民の活力活性化のために進んでいくかという意味でのお話をさせていただくことでございますので、今進めている政策に関しては当然全町上げて全力で担当が先頭となって取り組んでいくのは当たり前のことだと思います。ただ私1つ先程町長の中でやらなければどうしてもお金が回ってこないと言い方されましたけどそれは確かなんですが、ただ先程のように道南なら道南の全ての町村が基本的にはその連携作業以外もほぼ同じ施策がこれは事実として認めなきゃならないと思うんです。その中である程度自分の町の活性化に富む地域政策独自性というのは、これ2年間やった中で本当にこれでいいのかと、もっと違う形の考え方がないのかということを考えるそろそろ時期に来ているのではないかという意味も含めてちょっと今町長に私提案してるわけです。

これは誤解されたら困りますけど最初のを作るときに、自治体なり職員が汗を流さなかったとはいいませんけれども、ただ1つのパターンの中である程度それを先程も私議会のチェックとしてもそれは責任感じてますが、もっとその時点で地域、先程言ったように地域の方々も含めた中で掘り下げるという作業があっても良かったんじゃないかと今思うもんですから、今からでも遅くないまだ計画の中の半分は過ぎてますんでその辺で1回そういう作業をすることによって町独自の本当に町民が求めている政策とは何かというものをせつかく選挙終わってまだ4年あるわけですから1回見直しても良いじゃないかということで、今私提案というか町長に問いかけをしているわけです。

これ2016年第3次地方制度調査会最終答申、あらゆる行政サービスを単独の町村だけで提供する発想は現実的でなく、各市町村の資源を有効に活用する観点からも自治体間の提携する、これが今まで以上柔軟かつ積極的に進められるリーダーシップが必要とされるという答申が出されてます。これある意味で町長の言うところの地域連携、ところが今やってる地域連携駄目だといいませんけど、どっちかというとな確実な物品販売と本来これ言っているのはそういうことじゃなくてももっともった違った意味で深く掘り下げた意味での連携、例えば医療であるとか。そう

いうこともこの今の地方創生の中でも町単独じゃなくて、そういうことの発想も含めて本当の意味での地域の安定と自分の町の独自性というものをどう出していくかと。

私はぜひ4年間のまた支持を受けたわけですから、出来るだけ早く今のこの中間の早い時期の中で全町を挙げて、今までの評価とこれから、取りあえず今町長はKPIこの前言ってますって言ってますけど、これはぎりぎりの形の数字であってほんとにこの後人口減含めてほんとにそうかということも1回見直しても良いんじゃないかと私思うんで、今の捨てられてことじゃないですよ。どうですか町長、1回その辺のどこ各いろんな分野の方々も含めて、もう1回そのニーズからそれから要望とかも集めて集計して分析する作業をしてみても良いんじゃないかなと思うので、そういう考え方があるかどうかと。

それとさっき言ったようにやはり補助金は分かりますけども、いくら補助金って言っても絵に書いたと同じようなものじゃなくてそこからせたな町独自の、これはという形のものを1つ芯に据えて作り上げるというものをある意味で将来のまちづくりの意味では必要じゃないかなと思うので、その辺についてのこれからのですね今の総合戦略に関する取り組み方、せたな町としての取り組み方を1回きちっと分析して、再度良い提案をしてくと作業をなさるかどうか、その辺についての考え方も含めてお伺いいたします。

○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) 3回目の質問にお答えをいたします。

それで今の質問ですが今回のこの地方創生につきましては、平成26年から始まったところですが、最初は26年の補正予算ということで実質は27年度の事業になります。これは生活活性化地域住民生活緊急支援交付金ということで地方創生先行型と言われておりますが、これについてはほぼ100%の事業ということで今進んでおります。その次の年につきましては28年度実施分につきましては地方創生加速化交付金、これも約6,000万規模で事業を実施いたしました。これも100%に近い補助金をいただきながら事業の実施をいたしました。で、今年度につきましては5,780万ぐらいの事業規模でやっておりますが地方創生推進交付金ということで、これは2分の1ということになっております。

いずれもこれは広域連携での事業もちろんございますが町単独の事業もございます。特にこの29年度今年度の事業につきましてはこの5,700万の中で、殆どの部分4,600万につきましては単独事業ということになっております。檜山管内との連携事業につきましては500万。で、檜山のバリアフリーにつきましては650万という状況になっておりまして、これはやはり何といたしましても連携をすることによって、この成果が上がる効果が出るという事業につきましてはこれは当然連携をしながらやっていくと進めていくということになりますし、またそれぞれの町の条件というものも違ってまいっておりますので、これはあの単独で今しっかりやなければならない。この産業振興含めてですねそういった部分については、これは単独でやらしていただいているということでございます。

これからの30年31年と後2年残っておりますが、これらにつきましても出来るだけそうした地方創生という目的に資する事業、この交付金の中で出来る事業というものをしっかり選択をしながら効果的に予算付けをして参りたいというふうに思います。ただこの交付金以外の事業で

じゃあまちづくりはしないのかということになりますとそれはそうではなくて、交付金以外の事業であっても町の予算の範囲内でしっかりやらなきゃならない事業については、これからも予算付けをして参りたいと考えております。この辺につきましても地方創生の事業につきましても当然議会の皆さんと十分相談をしながら進めて行くということになると思いますのでよろしく1つお願いを申し上げたいと思います。

○8番(真柄克紀君) 町長。

○町長(高橋貞光君) はい。

○8番(真柄克紀君) 今の段階で計画1回ちょっと見直すというより反省している部分と、それと町の独自性という形の中でもっと特徴を出すべきじゃないかというそういうことは言っているんで、ちょっと議長お願いしたいです。

○議長(菅原義幸君) 答弁の補充ですか。

○8番(真柄克紀君) 答弁の補充です。

○議長(菅原義幸君) 補充の答弁をお願いします。

町長。

○町長(高橋貞光君) 今、真柄議員からご指摘いただきました件であります但しこれはこれまでも、そういう考え方で27年度事業あるいはそれを反省しての28年度事業更にそれを効果的に進めるということで29年度と順次見直ししながらこの予算付けをしているところであります。今回につきましても今説明しましたようにKPIで成果の上がっているもの、あるいはまだもう少し頑張らなければならないというものもございますので、その辺につきましてもしっかり検証しながらですね30年度で、30年度の予算に向けて今取り組んで参りたいというふうに思っております。

よろしくをお願いします。

○議長(菅原義幸君) 真柄議員。

○8番(真柄克紀君) それでは2点目の質問に移らせていただきます。

全てが私確認しているわけでもございませんが、町長4期目の町長選挙の公約、いろんな形の中でリーフレットも含めて明文化してる範囲の中で私はお伺いしたいと思いますけども。この中で多くの公約が掲げられています、当選という形の中で当然町長の訴えを支持されて評価があったということですが、単純に町長の声を聞いてませんからわかりませんがリーフレット等見るだけではこの政策がこれで町を運営していく中で問題ないのかと、非常に心配な点もあるんじゃないかと私ちょっと感じたものですから、色んな公約1から5まで多岐に渡ってますけど1点伺いたいと思います。少子化対策子育て支援の充実として3歳以上の保育料幼稚園を含む無料化並びに学校給食の無償化というのが公約だということで示されておりますが、これは間違いないのかどうかと私が心配するのは単純に無料化というのは有権者にとって耳障りの良い公約でありますけれども、これは非常に町を運営していく上で大きな問題、課題と整理しなければならない点が多々あるような気がしてございます。私達も予算を審議する点からいっても大変、なるほどそうかという形で一概に納得できるものではないと私個人は思っております。それと同時に色んな形の住民サービスがございますので、そこでもきちっとした形のきちっとした整合性がな

ければ住民生活の混乱を招く可能性もあるなという危惧もしています。そういう点から含めて少子化対策、子育て支援充実の公約に対しての5点についてお伺いいたします。

まず1点町長は公約の政策を基本的にいつから展開していきたいと考えておられるのか。それから学校給食については子育て支援としての政策なのか、それとも教育行政の方向で考えるのか、この辺についても私はきちっとした住み分けがなければ大変混乱すると思います。それから3番目この行政サービスが他の世代間の各種サービスとの公平性が本当に保たれているのかと。もし展開するとすればですよ。それからいま奇しくも安倍政権これは国の責任において教育関係無料化に取り組むという動きがいます。その動きは新聞報道発表でしか分かりませんが、そこには、きちんと消費税の財源を振り返るといふ財源内訳の中でこれを公約とするらしいです。ですからこの国の教育無償化に取り組むという動きと町長のこの公約とその関連はどのようになるのか、その辺についても考え方を聞きたいと思います。それから5番目として町民の共通の事業に対する負担の原則、応能割から考えるときに今の町長のこの公約というのは、大変私はある意味での住民に当然の負担を求めるといふ原則から非常に問題がある公約じゃないかなと私は思っております。この以上5点について明確な今の段階での所見をお伺いしたいと思います。

○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) それでは最初の質問に1回目の質問にお答えをさせていただきます。今回、私4期目に向けての政策として6つの大きな柱を掲げて町民の皆様に訴えてまいりました。その中の1つに安心安全な暮らしの実現のため少子化対策、子育て支援の充実に努めるということで、満3歳以上の保育料及び学校給食費の無料化を図ることをお約束をしたところであります。町はこれまでも子育て世帯の負担軽減のため、保育料の軽減措置を実施してきておりますが私としては少子化対策にも繋がる子育て支援の充実に向けた取り組みをさらに前に進めたいと考えているところであります。そこで真柄議員の1点目のご質問に対してですが保育料及び学校給食費の無料化の実施時期、これにつきましては平成30年4月からと予定しております。2点目の学校給食費の無料化について子育て家庭の経済的負担の軽減を図るものとして位置づけておりますが、本質上は学校給食法に定められる学校給食として取り扱われておりますので、両方にも係わるものでございますが、今度の無料化については子育て支援を重点として考えているところであります。3点目の他の世代間とのサービスの公平性は保たれるのかとのご質問です。議員もご承知のとおり町が抱える行政サービスの内容は多岐にわたっております。町としてはそれぞれのサービス分野で今できる最善の方策を日々検討しております。その中の1つとしての子育て世帯への負担軽減策については世代間との公平性の面においても十分保たれているものと考えております。4点目の国の教育無償化への動きとの関連についてであります。国では幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みとして平成28年度より保育所等に通う就学前児童に対し世帯への軽減措置などを実施しておりますが、今回示しております3歳以上児の保育料の無料化は国の取り組みと歩調を合わせながらも内容としては、それを先行したものとなっております。5点目の町民共通の事業に対する負担の原則から考えるとき問題があるのではないかとご質問ですが、このたび提示させていただいた政策の中の1つである保育料及び学校給食費の無料化については子育て世帯に対する支援の充実を図るということを目的としております。学校給食費につきましては

も一律給食費を頂いてるということからすると問題なしと考えておりますことをご理解をいただきたいと思えます。

○議長(菅原義幸君) 真柄議員。

○8番(真柄克紀君) 町長のスタンスはわかりました。2回目の質問をさせていただきます。これ総務省が、市町村決算状況の中から分析したレポートという形で発表してありますが、これは人口減少の大きい自治体ほど財政力が弱まると、これ当然の話ですが人口減少によって要するに個人及び法人税の税収の直結、それから行政サービスというものは受益者が多いほど1人当たりの経費が安くなる。それで規模の経済原則が働く。ですから減少自治体ではその原則が働かなくなると、それからは今いう地方交付税で補填されたけどほとんど今はそれを考えて自治体運営するということはありえないと、これは町長も同じ認識だと思えます。そういった中で、うちの町もこれに近い大変、直近する厳しい状態であることに変わりないと私は思っております。それで今言う子供の負担金それから使用料等調べてみますと、これ当町の28年度の決算資料でこれ農林も入ってますから負担金という形は1億5,000万程になってますが現実問題と児童福祉では1,380万ほど私の調べと若干違ってるかもわかりません。それから使用料、へき地臨時保育使用料これで約30万それから幼稚園のほうで149万、それから給食費雑入で入ってますけど2,572万ですからこれで大体約4,150万からの無償化を町長はやることになるわけです。それでまず伺いますけどこの財源をどこから持ってこようと考えているのか、私は公約である以上、最低限財源の裏付けがあつて然るべきだと思いますので、この点についてまず1点お聞きしたいと思います。それからもう1つこういう形での子育て支援はある面では、わからないわけじゃない。日本一子育てしやすいまちというきちとした方向性を町長は示したわけですから、それはわからないわけじゃないですが、しかしながら投入した財源、子供たちがどの程度この町内の中で、今後とも生活していくのか、これはだから出したらだめだだということではないけどそういうこともきちっと分析した中で、施策って打つのが大事だと思いますし、それから町長が4番目5番目応能割も問題だと言いますが、であれば他の税の公平性から何から言ったときに応分の支払い能力があるものに対して、無料化という形で町長本当にこれやっていいんですか。私は話聞いたらその団塊の世代のなかで町長そういうけど払うべきものはきちっと払うのが当たり前だという町民もいっぱいいますよ。ただ弱者、子育てで真剣になって大変だとこれは全然問題ない話ですけど、これをやってしまうと、しかも、まだ議会とも何も議論しない中で突然ボンと無料化するんだということで選挙で訴えるとか私はちょっといかなものかなと思います。それと負担の原則からいっても問題ないとそういうことからいったら、例えば町職員の扶助費これ子供手当も全部含んで入ってるんですよ。そういうところとの整合性ってどうなるんですか。であればなくするんですか扶助費を。そういうことをきちっと整理して初めて無料化という形に、無料化というのは全てですか。私は大枠の中での弱者救済はこれは当然大事なことだと思いますよ。私は申し上げるさっきの2回目の町長の答弁ではそれは町を運営する最高責任者として、今これから片方では税収の今いうとこの回収のための、きちっと理解できる形で町民に訴えなければそういう形で努力してる方々、大変だけでも税を納める方々の理解は得られないじゃないですか。私は非常にこれ危惧しておりますので、その辺について再度ですね、町長にお伺いしたいと思います。それ

ともう1つこれはどうなるかわかりませんが来年再来年国は消費税増税計画してます。じゃそうなったときに消費税が増税された場合こういう使用料等含めた中での町の負担は益々どうやって持ってくるんですか。そういうことを考えた上でこれきちっと無料化っていう話ししてるんですか。私はその辺についてきちっとした統一見解を持って税金、それから財源含めて説明していただかなければこれは公約単なるバラ撒きの公約に過ぎないんじゃないかと思うのでその辺について再度お伺いいたします。

○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) 2回目の質問につきましては、真柄議員はこの学校給食費の無料化あるいは保育料の無料化については反対というふうな質問と捉えて良いんですか。多分この自治体経営という面を重視されての質問というふうに今判断をいたしました。これは応能割につきましては税の賦課する場合には、当然こういったことが出てくるわけでありまして、町の事業サービスにおいて必ずしもそれが全てではないということは、これまでの事業の内容からしても理解いただけるものというふうに思っております。したがって重点的にこの政策として実施したいというこれは私の考えでありますから、これは当然議会の議論もいただかなければならないというふうに思っておりますが、しかし議員先程のご質問にもありました地方創生という部分から申し上げても、やはりこの地域に若い人に住んでいただかなければこの先の人口減少に一定の歯止めをかけることができないということからすると、やはり子育てに対する支援の充実というのはこれは大変優先されるべき政策というふうに考えております。したがって、それはやるということで議員仰いますようにその財源をどうするんだということでありまして、これは当然これからも自主財源の確保については取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますが、1つはふるさと納税であるとかあるいは今民間で進めております風力発電の税金の増など、この他にも色々あるでしょう。そういった自主財源の確保しながら、しっかりと政策を町民のための政策を、進めていくということになるというふうに思います。数字も議員申し上げましたが我々の手元で確認されているのは保育料につきましては約749万、現状です。これは平成28年度の実績です。学校給食では2,008万5,000円と合計で2,700万程度の予算が必要ということになります。今のところこれマックスです。子供の減少というのが予想されておりますのでこれがマックスということになるかと思っております。こうした財源の確保をしっかりと進めながらですね。政策をやっていくということになるものと思っております。ご理解願います。

○議長(菅原義幸君) 真柄議員。

○8番(真柄克紀君) 今町長からそれでも進めるんだという話ですから、まあそれはそれとしてこういう政策が出てきた時にこれは財源から含めて、これはきちっと議論していかなければならない問題だと、今1つ財源のお話でふるさと納税の話でもしましたけれども今ふるさと納税の置かれてる現状決して安閑のできるもんじゃなくて奇しくも、パフォーマンスかどうかわかりませんが先日、総務大臣が北海道来てこのふるさと納税でこういう子育て支援やって素晴らしいと評価して、さもその町がっていうような形でやっていった経緯もありますけど、ただ現実、うちの問題確かに一時ふるさと納税自体は確かに脚光浴びましたけれども今回の補正でも出てきますけど色々やって最終的に整理したらそんなにそれが使えるかこれからはわかりませんが、財源では

ないと思うし風力も含めてそういう財源をそれに充てるということではいかなものかというのがひとつ、先程言うように他の世代の例えば、サービスいろんな形、高齢者のサービスやったときに片方は完全にその無償で幾ら子育てがあれだといっても、それを下げて能力のある方々に対してもですよ。それと他のサービスとの整合性って取れますか私はそれより町長子育ての支援っていうのはそういう実際に自分方が食べる飲む使用料、さっきも言うようにどうしても大変なところにはそれなりの措置を取らなきゃならないけどそれよりも違う形の中で今言う教育の中での経費から色々含めていったら、子育てのしやすい町それから現場の中でも保育料払える方々にまで無料としてサービスよりかはきちっとそういうふうやって職員がきちんとその課税も含めた中で負担は町民に戻るときだって当然の形として作業もしやすいし町民は私は決して出すの嫌だっていってるわけじゃなくてただ、その中にちゃんとした公平の中での負担ということを求めるだけであって、私心配するのはそこでその部分だけで無料無料というのが進んでいったら、これ逆にいうと町の財源というのはある意味で、町長は良いですよ、もしこの次の町長が誰かがなってこれはどうやっても財政的にとっても大変だとなったときにどうするんだというようなことを含めてですね、これ慎重に考えてもらいたいし、もしどうしても進めるといふのであれば、今ぐらいの町長の考え方であれば中々これは、同意できる問題ではないなと思うんでその辺については、今日どうこうという話ではございません。まだ案が出てきてるわけじゃないから、ただそういう危惧を私は非常にしておりますっていうことをまず申し添えしておきます。それと子供たちの公平というのは決してそういう意味でのサービスのなんていうかある意味で言うと、垂れ流しと言わないけど安易にすることがサービスの公平という形が私思いませんので、ぜひ各町民階層が公平に判断できるような形の公約というものを進めていただきたいと子供たちはこの前お祭りやりました。大変多くの子供たちが山車について活発にやりました。例えばああいう中に応援するとかいろんな方法はあって、子育ての支援の方法でいろんな方法があります。給食費をゼロにすることが私は必ずしも公平だと思いませんので、再度この点につきまして、私は指摘をさせてもらって町長の所信にこの、公約に対する私の議員としての今の現時点での考え方を述べさせてもらいましたんで後はそういうことも色々含めて、町民に本当の意味での公平な行政ができるように研鑽を積んでいただきたいと思います。

○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) それでは3回目の質問に答えさせていただきます。まず真柄議員仰いました世代間の公平性これがどうなのかということですが、1回目の答弁でもお話しをさせていただきましたが町において様々な行政サービスを展開していただいているところであります。例を挙げますと各種介護福祉サービスあるいは灯油購入助成事業並びに入浴料助成事業をはじめとした高齢者世代への助成支援、これは大変大きな金額になってるのは議員もご承知のとおりでございます。また勤労世代に対するいわゆる農業漁業を中心とした第1次産業に従事されている方々への各種事業助成これについても大変大きな金額になっております。高校生までの青少年世代に対しての通院の無料化こうした実施、あるいは妊産婦の方々への医療費の一部助成ということ、また世代間のバランスにも配慮した事業展開を今進めているところであります。こうした全体を考えてますという3歳以上の幼児教育及び義務教育児童のいる子育て世代に対する保育料



並びに給食費の無料化について十分公平性が保たれているというふうに理解できるかと思えます。色々子育てにつきましても色々なサービスがあるよという話を仰いました。もちろんその通りでありますし、今回保育料あるいは学校給食の無料化によって満たされる部分については、これはあの保護者の皆さん方が子供たちの教育あるいは次の進学の準備等様々な部分にしっかりと考えてお使いいただけるものというふうに思っております。

次に町民共通の事業に対して応能割の原則があるのではないかという質問もございました。一緒に申し上げておりますが幼児教育に関しては国の方針が全ての子供に質の高い幼児教育を保障するというのでこれを基本的な考え方としております。3歳児以上の保育料の無償化に向けた取り組みが既に始まっているという理解をしていかなければならない。また学校給食費については現在においても金額が一律であります。決して応能割という立場ではございません。したがって無償化に伴う子育て世代間の公平性は十分保たれるというふうに認識をしております。これ新年度予算でまた議論をすることになるというふうに思いますが、しっかりご議論いただいてご理解をいただきながらひとつ子育て世代への若い方々にしっかり支援をすると、安心して子育てあるいは教育が受けられるという環境を作っていきたいものだというふうに考えておりますことをご理解を願いたいと思えます。

○議長(菅原義幸君) 真柄議員、答弁漏れはありませんか。よろしいですか。

それでは以上で一般質問を終わります。

ここで、休憩に入ります。再開は2時10分といたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○議長(菅原義幸君) 休憩を解きまして会議を再開いたします。

議案第7号は、補正予算委関連いたしますので先に審議いたします。

#### ◎日程第6 議案第7号

○議長(菅原義幸君) 日程第6、議案第7号、せたな町基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 議案その2の5ページでございます。議案第7号せたな町基金条例の一部を改正する条例についてであります。上尾中央医科グループ会長中村秀夫氏から、故郷への恩返しと医療職などの人材育成のためとして受けた1億円の寄附金について、中村会長の意向に沿って、医療職を志す方々への奨学資金貸付の原資として新たに基金を創設するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長(佐々木正則君) 議案その2の7ページでございます。新旧対照表で説明をいたします。改正前でございますが第2条第4号中、アンダーライン部分でございます。及びせたな町医療職等奨学資金貸付条例(平成17年せたな町条例第195号)を改正後は削除をいたします。同じく改正後でございますが同条、第2条でございますがアンダーライン部分でございます。第19号、中村秀夫基金、せたな町医療職等奨学資金貸付条例により貸付けする奨学資金の資金とするを追加するもので、中村秀夫基金を創設いたしまして、せたな町医療職等奨学資金貸付条例により貸付けする奨学資金の原資とするものでございます。附則といたしまして、施行期日でございますが、公布の日から施行をいたします。また経過措置につきましては、2といたしまして、この条例の施行の日の前日までに、せたな町医療職等奨学資金貸付条例により貸付けられた奨学資金は、改正前のせたな町基金条例第4号に規定する奨学資金に属するものとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○5番(石原広務君) 確認なんですけど、本来の今までせたな町でやっていた奨学金貸付制度が、これに移行するというふうに理解していいんですか。

○議長(菅原義幸君) 佐々木財政課長。

○財政課長(佐々木正則君) 7ページの新旧対照表の改正前でございますが、第4号に奨学資金貸付基金ということで、せたな町奨学資金貸付条例、これは教育委員会所管でございます。それとアンダーラインの部分になりますが、せたな町医療職等奨学資金貸付条例、要は2つの条例に決められた方々に対して奨学資金貸付金を充当するわけですが、このたび1億円の寄附がございましたので、ご意向に沿いまして医療職等奨学資金貸付条例については中村秀夫基金を原資として貸し付けると、こういうことでございますので、奨学資金貸付金につきましては、教育委員会が所管するせたな町奨学資金貸付条例のみということになりまして、19号で中村秀夫基金を追加いたしまして、せたな町医療職等奨学資金貸付条例に基づく貸し付けする奨学資金の原資とするということでございます。

○議長(菅原義幸君) 石原議員。

○5番(石原広務君) 細かい確認なんですけど、看護学校に行く方も、望む方も今度はこの基金からというふうになるということに理解していいんですね。

○議長(菅原義幸君) 佐々木財政課長。

○財政課長(佐々木正則君) そのとおりでございます。せたな町医療職等奨学資金貸付条例につきましては、平成17年9月1日条例第195号で制定されてございまして、その中に看護師あるいは医師、こういった資格を取る方々に貸し付けということが規定されてございますので、そのとおりでございます。

○議長(菅原義幸君) 石原議員よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第7 議案第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第7、議案第1号、平成29年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 議案その1でございます。今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に2億374万5,000円を追加し、総額を93億6,362万円とするものでございます。その主な内容ですが、ふるさと応援寄附金に対するふるさと納税返礼品、各基金への積立金、空家等除却補助金、認定こども園備品購入費、貝取潤5号井温泉管布設工事、防災行政無線既設設備老朽化調査業務、せたな町学校運営協議会推進委員会補助金のほか、行政執行上当面必要とする経費などについて補正をお願いするものであります。

内容については担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長(佐々木正則君) それではお手元の、平成29年度せたな町一般会計補正予算第4号補足資料で、補正予算の内容を説明いたします。お目通しをいただいているというふうに思いますので、主な歳出歳入につきまして説明をいたします。歳出から説明をいたします。まず3ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3,811万9,000円の追加でございます。議案では10ページからでございます。8節報償費、ふるさと応援寄附金返礼金2,000万円。12節役務費、通信運搬費650万円、手数料718万円は、ふるさと応援寄附の増加に伴い補正をお願いするものでございます。13節委託料、行政情報ネットワーク整備業務220万円の追加は、認定子ども園新設に伴いまして、行政情報ネットワークを整備するものでございます。6目基金管理費では、1億1,752万円の追加でございます。ふるさと応援寄附及び一般寄附のご意向に沿いまして、それぞれの基金に積み立てをするものでございます。なお

先ほど、せたな町基金条例の一部改正につきましてご審議をいただきましたが、28節繰出金におきまして、中村秀夫基金に1億円を繰り出し積み立てるものでございます。7目企画費765万8,000円の追加は、19節負担金補助及び交付金におきまして、相談件数が増えていることから空家等除却補助金750万円をお願いするもので、件数は15件を見込んでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費31万円の減額でございますが、手数料で1万7,000円、イラスト使用料49万2,000円、イラスト使用料延滞金8万7,000円、合計で59万6,000円につきましては、イラスト無断使用に係わるものでございます。議案では12ページでございます。次に4ページでございます。28節繰出金では、国民健康保険事業特別会計繰出金29万6,000円の追加、介護保険事業特別会計繰出金120万2,000円の減額につきましては、いずれも人件費の精査に伴うものでございます。議案では12ページでございます。5目障害者福祉費では、478万3,000円の追加でございます。障害者自立支援給付費国道費負担金返還金などございまして、平成28年度分精算返還金でございます。2項児童福祉費、2目保育所費、58万5,000円の追加でございます。13節委託料におきまして、保育料システム改修業務32万4,000円をお願いするものでございます。2人目以降の、3歳未満児の保育料無償化に伴うシステム改修でございます。議案では13ページでございます。5目認定子ども園新設費1,945万7,000円の追加は、認定子ども園開園のための、保育用備品や施設用備品などにつきましてお願いをするものでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、378万7,000円の追加をお願いするものでございます。議案では14ページでございます。28節繰出金、病院事業会計繰出金168万7,000円につきましては、医療機器購入にかかるものでございます。簡易水道事業特別会計繰出金210万円につきましては、施設維持及び建設改良にかかるものでございます。

次に5ページでございます。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費23万円の追加でございます。議案では14ページからでございます。3款民生費の社会福祉費と同様に、イラスト無断使用にかかるものでございます。手数料1万7,000円、イラスト使用料19万5,000円、イラスト使用料延滞金1万8,000円で合計で23万円でございます。2項林業費、4目町有林維持管理費103万7,000円の追加は、松岡町有林広葉樹改良工事をお願いするもので、昨年の台風10号の被害を受けまして、風倒木となった天然広葉樹の改良をするものでございます。3項水産業費、1目水産業総務費20万円の追加につきましては、密漁防止対策のため兜野築堤取付道路侵入防止柵設置工事をお願いするものであります。7款1項ともに商工費、4目国民宿舎あわび山荘管理費、51万7,000円の追加につきましては、施設指定管理料でございまして、落雷及び台風により一時休業となった損失分を補填するものでございます。これにつきましては昨年度分でございます。議案では16ページでございます。8款土木費、1項土木管理費、2目熱源供給施設管理費120万円の追加でございます。スケール固着による流量の減少を解消するため、貝取潤5号井温泉管布設工事をお願いするもので、口径100ミリメートル、延長40メートルの温泉管でございます。9款1項ともに消防費、3目防災行政無線管理費120万9,000円の追加でございます。議案では16ページでございます。防災行政無線既設設備老朽化調査業務をお願いするものでございます。平成31年度からのデジタル無線化にあたりま

して現況を調査するものでございます。

次に6ページでございます。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費33万3,000円の追加でございます。議案では17ページでございます。学校運営協議会推進委員会補助金でございます。町立学校に学校運営協議会の設置に向けた準備及び円滑な運営に資するものでございます。2項小学校費、1目学校管理費30万2,000円の追加でございます。1節報酬では、学校運営協議会委員16人の報酬25万1,000円、9節旅費1万6,000円は、同協議会委員の費用弁償でございます。若松小学校6人、北檜山小学校10人、それぞれ委員を設置するものでございます。6項保健体育費、2目体育施設管理費54万8,000円の追加でございます。修繕料で、それぞれ記載の体育施設の修繕料をお願いするものでございます。これらにかかる主な歳入でございますが、ページに戻りまして1ページでございます。11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、常設保育料101万8,000円の減額であります。2人目以降の3歳未満児の保育料無償化による、4月から8月分の保育料を減額するものでございます。13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金375万5,000円の追加につきましては、空き家再生等推進事業交付金でございまして、空家等除却補助金に充当でございます。

14款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金につきましては、多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金199万円の追加でございまして、2人目以降の3歳未満児の保育料無償化に対する補助金でございます。16款1項ともに寄附金、1目ふるさと応援寄附金は5,000万円の追加でございます。2目一般寄附金では1億0,120万円の追加でございまして、それぞれ記載の方々からご寄附がございました。17款繰入金、1項基金繰入金、5目公共施設整備基金繰入金1,796万7,000円の追加につきましては、認定こども園新設費備品購入に充当するための繰入れをお願いをするものでございます。

次に2ページでございます。19款諸収入、5項1目ともに雑入162万2,000円の追加でございます。3節衛生費雑入では、道南ドクターヘリ運航経費負担金精算還付金でございます。歳入につきましては議案のその1の7ページから9ページまででございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

大野議員。

○7番(大野一男君) 15ページの4番林業費、町有林維持管理費2,078万3,000円計上されておりますが、この事業内容もうちょっと詳細にお知らせいただけますか。

○議長(菅原義幸君) 大野議員にお尋ねしますが、補正額は103万7,000円なんですよ。で、当初予算とトータルして2,078万3,000円ということですが、当初予算も含めた全体の説明を求めるといいますか。

○7番(大野一男君) はい。

○議長(菅原義幸君) 横川水産林務課長。

○水産林務課長(横川洋二君) 大野議員の質問にお答えさせていただきますが、今回補正する部分につきましては、工事費103万7,000円の増額ということでありまして、内容につきま

しては、現在、昨年の台風被害によりまして松岡町有林復旧造成工事が行われております。それをやってる段階で、隣接地に天然広葉樹の風倒木が確認されたということでございます。今回補正をさせていただいて、現工事と合わせて風倒木の処理を行いたいというものでございます。収入にもありましたが、その中で木の方を売り払いするというので75万円程収入を見ております。

それで差し引き、28万7,000円を予定してるところでございます。

以上でございます。

○議長(菅原義幸君) 大野議員。

○10番(大野一男君) 今年から多分予算起こしてやった事業費が、2,000いくら総体かかるよって話なんだろうけれども、去年の風台風ですか。それによる倒木の後処理等も含まれてるんだろうと思うんですけども、現状どのくらいまで回復して、今後どのようにしていくという予定なのか、その辺をちょっとお聞かせいただけますか。

○議長(菅原義幸君) 横川水産林務課長。

○水産林務課長(横川洋二君) 当初予算で、昨年の台風の被害に係る部分の松岡町有林復旧造成工事につきましては、工事費が大体1,720万円程度で、面積については、7.01ヘクタールを造成工事しております。その中で植え付けについては1万4,010本を植え付けすることで、現在工事が進んでおります。その木の内容につきましてはミズナラ、アオダモ、ハルニレ、ブナの木と予定しております。現在進めているところでございます。今回補正でお願いしている部分についても、倒れた部分について、倒れた木については処理するというので行いますので、これからその跡地についても、植え付けだとか今後進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(菅原義幸君) 大野議員。

○10番(大野一男君) 今回103万総体予算で、75万程の風倒木が回収されることでお金に返れるということなんですけれども、それ以前にこういう類の倒木で資源化できるものはなかったのかどうかということだけ確認させて下さい。

○議長(菅原義幸君) 横川水産林務課長。

○水産林務課長(横川洋二君) すいません、もう1回ちょっとお願いしてよろしいですか。

○議長(菅原義幸君) 大野議員。

○10番(大野一男君) 予算計上されている以前に、この事業は進んでいるように見えますが、これに該当するような類の倒木で資源化できるようなものの事例はなかったのかどうか、もう1度確認させて下さい。

○議長(菅原義幸君) 横川水産林務課長。

○水産林務課長(横川洋二君) それについても当初の予算の段階で、その倒れた部分について処理する木につきましては、収入として売り払いして収入するというので予算を組んでいますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(菅原義幸君) 他にございせんか。

石原議員。

○5番(石原広務君) 補足資料の4ページ、民生費の認定こども園の新設費に関連して質問させていただきます。8月18日の常任委員会のときに運営の面で説明があったんですが、担当課長の方では判断できないということで継続にはなってるんですが、土曜日のお子さんを迎えに行く時間、担当課長レベルでは答えれなくて当然だったんですが、町長お休みだったんですよ。その後、どういう話し合いをして予定されている説明会に向けて準備をされたのかどうか、そこだけ確認させて下さい。

○議長(菅原義幸君) 吉崎町民児童課長。

○町民児童課長(吉崎照人君) 前回、産業教育常任委員会で石原委員よりご質問ありました。認定こども園の開設に併せて、土曜日の保育について、今午前中までやってるんですが、夕方までの延長というお話、どうなんだという話でした。その後、町内の実態を確認しております。大成保育園なんですが、土曜日の利用者は1名いる場合といない場合があるという状況です。瀬棚保育所は、児童27名のうち土曜日の利用者は5名程度、12時頃までには全員迎えにきているという状況でございます。それと北檜山保育所でございますが、児童95名のうち平均しますと20名から30名程度、土曜日の保育利用があるという状況になっております。いずれの施設におきましても土曜日の保育時間延長については特に保護者からの要望はないということで、したがって町としての土曜日の保育時間については、当面現在と同じ時間の体制で進めてまいりたいと考えております。

○議長(菅原義幸君) 石原議員。

○5番(石原広務君) そこまで詳しく説明求めたわけではないんですけど、要は当日の常任委員会では、認定こども園の運営に関してですよ、町の実態ではないわけじゃないですか。これから認定こども園が開設するにあたって、どういう体制で認定こども園が準備をするのかということなわけです。今の実態じゃないと思うんですよ。担当課長がああ時点では答弁できなくて当然だったんですよ。政策を求める意味では、町長が常任委員会欠席って言うのはちょっと残念だったんですが、そのときも言わせてもらったんですが、また別の機会があると思うんです。運営面に関しては、我が常任委員会も継続になってますから、認定こども園これから開設するにむけて、日本一子育てしやすい町の認定こども園、土曜日の午後からも是非開設をして、そういう体制でやりますよってことを言ってくれるのかなと思ったんですよ。今の段階で町長どういう考えでいるのかお知らせ下さい。

○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) その件につきましては、これから順次内容の整理をしていくということになるというふうに思います。今の段階で内部で、そうしたの整理をまだしていないというふうに思います。

○議長(菅原義幸君) 石原議員

○5番(石原広務君) 常任委員会の時に担当課長レベルでは答えれる状況じゃないじゃないですか。町長として、どういうふうな政策を打ち出すか、その辺の考えだと思うんですよ。開設に向けて確かに町の実態はそうかもしれませんよ、そういう受け皿を用意しておいて、安心して働い

てくださいっていう体制を整えられるのかなと思って質問させてもらったんですよ。

また常任委員会で継続ではありますが、内部とかなんとかって言うことじゃないと思いますよ。町長がどういう思いで、これから政策として打ち立てていくか、そこだと思っんですよ。今考えてることだけでも、再度答弁いただきたいと思います。

○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) 土曜日の延長について、政策がどうのこうのっていう話でございますが、そうした考えはございません。

○議長(菅原義幸君) 平澤議員。

○9番(平澤等君) 予算書で15ページ、水産業費の中で、産業教育常任委員会で質疑された、この内容の兜野築堤取付道路侵入防止柵設置箇所図、今資料であるんですが、この中で20万円計上されてるんですが侵入防止ということで、たまたまここに常任委員会の資料があって進入防止柵を設置するということで、7月の段階で密漁を未然に防いだっていうことが出てるんですが、ここは、一般町民の方その悪質な方はいるけども、川に行って川辺で遊ぶとか釣りを楽しむっていうそういうふうな方もいらっしゃるんですが、この兜野橋と侵入防止というのは完全に封鎖してしまうというふうなことでの、今回20万円計上した侵入防止なのかなと、例えば地元の人が自由に散策できる、釣りを楽しめる、そういう場合と、悪質な場合もあるんですが、見境なく侵入禁止にするっていうふうな形で、今回補正上げたんでしょうか。その辺の内容について教えてください。

○議長(菅原義幸君) 横川水産林務課長。

○水産林務課長(横川洋二君) 平澤議員の質問にお答えします。これにつきましては、築堤から下りる2カ所道路があるんですが、その部分についてバリケード張って、鍵をかけて入れないようにするというので、今回20万の補正をお願いしてるんですが、築堤の1番奥、河口の方に行きますと、そこは鍵もかけられないような砂浜になっておりますので、今回、取付道路2カ所止めることによって、今回あった事例として大きいワゴン車が2台、取付道路から手前の方から入って、そこからボートを置いて河口から出ていくという事例であったものですから、その河口に大きいワゴン車を入れられないような形に措置したいということで、2箇所の取付道路、下りる道路を2カ所を止めるということでございます。

以上でございます。

○議長(菅原義幸君) 平澤議員。

○9番(平澤等君) 課長が言ったことは十分わかります。これは密漁防止策として良いということ、もちろん効果があると思うんです。ただ一般町民が川辺に行って下りて楽しむというようなこともありうるんで、魚釣りに出かける方もいらっしゃるだろうし、川辺でまた散策するためそういったことの場合には、堤防だけは通れるけども取付道路を入れないようにゲートを張るというふうなこと。この辺について、一切車両の進入禁止するというふうなことについて、これは町の見解の中で支障がないのかなとそういう懸念あります。それでこういうふうにして取付道路あるけども、この道路は密漁防止のためにも車両の進入は禁止しますっていうことから、それが可能なんであれば結構でございますけども、やはりある程度の先ほど申しましたけれども、一般



町民の方の散策もしくは散歩、釣りとか自然を楽しむそういうのを阻害してしまつては、問題が残るような気がするんですけど、その辺の密漁防止との整合性についてどのようになりますか。もう一度お願いします。

○町長(高橋貞光君) 横川水産林務課長。

○水産林務課長(横川洋二君) 町内の方が遊んだりする部分については、1番奥の方に砂場だとかあります。それと取付道路以外の下りるところも、なだらかな部分があります。車では入れないんですが、車を横に止めて遊んだりすることも出来ます。私たちが目的としているのは、大きいワゴン車が入れないように、封鎖するというごさいまして、近くまで小さい車で行って、中には入れませんが築堤に止めて遊ぶだとか、その辺については問題ないと考えます。そのことにつきましては管轄する函館河川事務所ですか、そちらの方とも協議した結果、このようなことでやりたいということで、河川事務所もOKだということで許可をいただいた経緯があります。以上でございます。

○議長(菅原義幸君) 他にございせんか。

なければ質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございせんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よつて本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第8 議案第2号

○議長(菅原義幸君) 日程第8、議案第2号、平成29年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から、29万4,000円を減額し、総額を16億7,436万9,000円とするものでございます。その主な内容ですが給与費の精査、負担額の確定に伴い後期高齢者納付金等の精査のほか、税等過誤納還付金の追加をお願いするものであります。

内容については担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長(吉崎照人君) 議案書は23ページをご覧ください。歳出からご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、29 万 6,000 円の追加、人件費の精査によるものでございます。2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費では、補正額はありませんが、一部財源の振替を行います。3 款 1 項ともに後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金で 40 万 7,000 円の減額。4 款 1 項ともに前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金で 5,000 円の追加、6 款 1 項 1 目ともに介護納付金で 56 万 8,000 円の減額は、いずれも平成 29 年度負担額の確定によるものでございます。8 款保健事業費、1 項 1 目ともに特定健康診査等事業費 26 万 1,000 円の減額は、これまで委託料で計上していた特定保健指導分を、それぞれかかる経費ごとに予算計上したことに伴い、委託料を減額したことによるものでございます。2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費で 14 万 1,000 円の追加は健康づくり事業分に対する、一般会計への繰出金の増によるものでございます。11 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険税還付金で 50 万円の追加、軽減判定誤りによる還付金の補正をお願いするものでございます。

これに対しての歳入は、戻りまして 22 ページをご覧ください。3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金で 97 万円の減額、5 款 1 項 1 目ともに前期高齢者交付金で、26 万円の追加は、平成 29 年度交付額の確定によるものとなっております。9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 29 万 6,000 円の追加、職員手当等の精査による増額に対するものでございます。10 款 1 項ともに繰越金、2 目その他繰越金では、12 万円の追加をするものです。以上によりまして、国保会計歳入歳出の補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第 9 議案第 3 号

○議長(菅原義幸君) 日程第 9、議案第 3 号、平成 29 年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に801万6,000円を追加し、総額を10億3,368万9,000円とするものでございます。その主な内容ですが、給与費の精査や介護給付費負担金等返還金などについて補正をお願いするものであります。

内容については、担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長(福士裕継君) それでは議案の31ページ歳出からご説明をさせていただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額18万5,000円の追加につきましては、職員の扶養手当等の精査であります。3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額138万7,000円の減につきましては、職員の異動による人件費の精査であります。次に6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、2目償還金、補正額921万8,000円の追加につきましては、前年度分の介護給付費と実績に伴う返還金でございます。これに伴う歳入でございます。30ページであります。4款1項ともに支払基金交付金では、前年度分介護給付費等の返還金への充当分として、1目介護給付費交付金で87万円、2目地域支援事業交付金で5万7,000円の追加であります。7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金では138万7,000円の減、3目その他一般会計繰入金では、職員給与費繰入金18万5,000円の追加は、職員の人件費の精査によるものでございます。8款1項1目ともに繰越金では、前年度分介護給付費等返還金への充当分として前年度繰越金829万1,000円をもちまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第4号

○議長(菅原義幸君) 日程第10、議案第4号、平成29年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に210万円を追加し、総額を3億8,302万円とするものでございます。その主な内容ですが、37ページをご覧ください。歳出では1款事業費用、1項営業費用、2目維持管理費では、普通旅費10万円、2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費では、施設の維持管理のための修繕料200万円をお願いしております。次に36ページ歳入ですけれども、1款事業収入、2項営業外収入、2目他会計繰入金においては、一般会計繰入金10万円。2款資本的収入、1項1目ともに他会計出資金では、一般会計出資金200万円を追加し、収支の均衡を図っております。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 内容は、提案理由の説明でご理解いただけるものと思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第5号

○議長(菅原義幸君) 日程第11、議案第5号、平成29年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 今回提案いたします補正予算の主なものでございますが、給与費の精査や、経費では新せたな町立国保病院改革プラン支援業務、出張医師対策費をお願いするものであります。また資本的収支におきましては、せたな町立国保病院の眼科、眼圧測定器、大成診療所では睡眠評価装置など、医療機器の整備について補正をお願いするものであります。

内容につきましては病院事務局長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて、内容の説明を求めます。

横川国保病院事務局長

○国保病院事務局長(横川忍君) それでは、せたな町立国保病院分の収益的収支から説明をさせていただきます。議案書は46ページでございます。1款せたな町立国保病院費用、1項医業費用、1目給与費は、3,814万1,000円の減額でございます。人事異動に伴う人件費の精査のほか、本年6月に退職いたしました医師3名分の人件費の減額が主なものでございます。

また、4節賃金の2,041万7,000円の増額は、常勤医師退職に伴い、外来診療等を補うために非常勤医師を招聘することによる賃金の増でございます。次に47ページ3目経費は、387万6,000円の増額でございます。13節委託料104万6,000円は、本年3月に策定いたしました、新せたな町立国保病院改革プランを支援するためのアドバイザーに関する費用でございます。今年度は10月から3月までの6カ月間を予定してございます。18節雑費の283万円の増額は、出張医師増加に係る旅費が主なものでございます。これに対します収入は、議案書45ページでございます。1項医業収益、2目外来収益を3,426万5,000円減額し、収支の均衡を図ろうとするものでございます。

次に、資本的収支について説明をさせていただきます。議案書は48ページでございます。下段支出では、1項建設改良費、2目有形固定資産取得費、1節機器備品購入費で、医療機器購入費として229万5,000円の増額いたします。内容は、眼科で視力検査に用います機器が老朽化により故障し、代替部品も確保できず修理が出来ないことから更新をしようとするものでございます。これに対しまして上段収入では、1項1目1節、いずれも他会計出資金の114万7,000円の増額、支出で説明いたしました医療機器購入に関しまして、一般会計からの出資金でございます。資本的収入が資本的支出に不足する114万7,000円は、損益勘定留保資金にて補填をいたします。

続きまして、せたな町立国保病院瀬棚診療所分の収益的収支について、説明をさせていただきます。議案書は50ページでございます。2款1項1目、給与費19万1,000円の減額は、人件費の精査によるものでございます。これに対して収入は、2款1項1目、外来収益と同じく19万1,000円を減額し、収支の均衡を図ってございます。資本的収支については補正はございません。次に、せたな町立国保病院大成診療所分収益的収支について説明させていただきます。議案書は52ページでございます。3款1項1目、給与費564万円2,000円減額は、看護師1名の退職に合わせて職員の人件費の精査をしたものでございます。1項2目、材料費28万円の増額は、使用期限が迫っております、診療所のAEDを更新するものでございます。2項2目、消費税及び地方消費税については、精査によるものでございます。対しまして収益的収入は、議案書51ページ、3款1項1目、外来収益を528万7,000円の減額を見込み、収支の均衡を図ったものでございます。

続いて、資本的収支についてご説明させていただきます。議案書は54ページでございます。下段支出では、3款2項1目、有形固定資産取得費、1節機器備品購入費108万円の増額でご

ございます。近年増加しております、睡眠時無呼吸症候群を早期発見、早期治療するために睡眠評価装置一式を購入しようとするものでございます。これに対しまして上段収入では、1項1目1節いずれも他会計出資金54万円を増額し、支出で説明いたしました医療機器を購入するための、一般会計からの出資金でございます。資金的収入が資金的支出に不足する54万円は、損益勘定留保資金にて補填をいたします。

以上で、せたな町病院事業会計補正予算の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第12 議案第6号

○議長(菅原義幸君) 日程第12、議案第6号、せたな町名誉町民条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) せたな町名誉町民条例についてであります。本町の振興発展、公共福祉の増進や社会文化の興隆に多大な貢献をした者を顕彰し、永くその功績と栄誉を讃えるため、本条例を制定しようとするものであります。

内容については、担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長(原進君) 1ページでございます。せたな町名誉町民条例についてご説明いたします。本条例の制定に当たっては、合併後12年を迎えた中で、今後も含め、本町の振興発展、社会文化、その他の分野の進展に著しく貢献したものを顕彰して、同時に町民の郷土愛や意欲の昂揚を図ることを目的としております。内容についてでございます。第1条では、本条例の目的について定めており、公共の福祉の増進または社会文化の興隆に功績があり、且つ、町民の尊敬を受け

る者を顕彰し、町の振興発展に意欲の昂揚を図ることを目的としております。第2条では、名誉町民になり得る資格について定めております。第3条では、名誉町民の決定までの手順について定めております。第1項では、名誉町民は議会の同意を得て決定するとしております。第2項では、町長が名誉町民を選考するにあたり、選考委員会を置くことを明記して、第3項では、選考委員会は町長の諮問に応じ、名誉町民の選考を行うこととしております。第4項では、選考委員は10人以内として、町内の公共団体の代表者等から町長が必要の都度任命し、第5項では、諮問に応じて答申が終了したときには、解職されることとしております。第4条、第5条では、名誉町民の特典及び待遇について定めております。第6条では、名誉町民の称号の取り消しについてでございます。第1項に名誉町民が本人の責めに帰すべき行為により、著しく名誉を失望し、町民の尊敬を失ったと認めるときは、町長は、議会の同意を得て名誉町民の称号を取り消すことができること定めております。第7条では、委任について定めており、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることといたします。なお附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明は終わりました。

質議を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 7分

再開 午後 3時15分

○議長(菅原義幸君) 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第13 同意第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第13、同意第1号、せたな町教育員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(高橋貞光君) 議案その2、9ページでございます。せたな町教育員会委員の任命について、せたな町教育員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。住所は久遠郡せたな町瀬棚区本町444番地、桂田富次、生年月日、昭和35年3月28日生まれ57歳でございます。次のページに、経歴等を記載してございますのでご参照願います。

よろしく申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明は終わりましたので質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから同意第1号の件を採決いたします。

この採決は会議規則第81条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(菅原義幸君) ただいまの出席議員は9名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に神田和浩議員、本多浩議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配布)

○議長(菅原義幸君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(菅原義幸君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件に対し、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。他事記載は無効、白票は否といたします。

ただ今から投票を行います。2番席議員から順番に議長席に向かって左側から投票し、右側から自席に着席してください。

それでは2番席、神田和浩議員から投票をお願いします。

(投票)

○議長(菅原義幸君) 投票漏れはありませんか。



(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。  
開票を行います。

神田和浩議員、本多浩議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(菅原義幸君) 投票の結果を報告いたします。  
投票総数9票、有効投票9票、無効投票はありません。  
有効投票のうち賛成9票。

以上のとおり賛成多数です。したがって同意第1号、せたな町教育委員会委員の任命については同意することに決しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

◎日程第14 同意第2号

○議長(菅原義幸君) 日程第14、同意第2号、せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(高橋貞光君) 11ページ、同意第2号、せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。せたな町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。住所は、久遠郡せたな町大成区都322番地3、福島司、生年月日は昭和22年4月20日生まれでございます。次のページに経歴等記載してございますのでご参照願います。

よろしく申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから同意第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

本件の選任について同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって同意第2号せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決し

ました。

◎日程第15 同意第3号

○議長(菅原義幸君) 日程第15、同意第3号、せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(高橋貞光君) 13ページでございます。同意第3号、せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任について。せたな町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。住所は、久遠郡せたな町北檜山区東丹羽725番地、井口勝則、生年月日は昭和29年2月25日生まれ63歳でございます。

次のページに経歴等記載してございますのでご参照願います。

よろしく願います。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから同意第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。

本件の選任について同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって同意第3号せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決しました。

◎日程第16 同意第4号

○議長(菅原義幸君) 日程第16、同意第4号、せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(高橋貞光君) 15ページ、同意第4号、せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。せたな町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めますのでございます。住所は久遠郡せたな町

瀬棚区本町117番地、稲船国晃、生年月日、昭和53年3月15日生まれ39歳でございます。

次のページに経歴等記載しておりますのでご参照願います。

よろしく願います。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから同意第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。

本件の選任について同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって同意第4号、せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決しました。

#### ◎日程第17 報告第1号及び日程第18 報告第2号

○議長(菅原義幸君) 日程第17、報告第1号、平成28年度健全化判断比率の報告について及び日程第18、報告第2号、平成28年度公営企業資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

本2件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 議案その3でございます。ただいま一括上程になりました報告第1号、平成28年度健全化判断比率の報告について、報告第2号、平成28年度公営企業資金不足比率の報告についてでございますが、報告第1号は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による実質赤字比率など4つの指標、いわゆる健全化判断比率について、報告第2号は同法第22条第1項の規定による各公営企業に係る資金不足比率について、それぞれ監査委員の審査に付し、その意見を受けて議会の報告するものでございます。

内容につきましては財政課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長(佐々木正則君) 議案その3の2ページでございます。ご承知のように健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定をされまして、財政の健全度がどの程度の水準にあるかを表すものでございます。表の説明をいたします。

まず、実質赤字比率それから連結実質赤字比率につきましては、前年度と同様に赤字が発生してございませんので比率はございません。次に、実質公債比率につきましては、一般会計、特別会計、一部事務組合の檜山広域行政組合及び北部桧山衛生センター組合を含めまして、地方債の返済額の割合を示したもので、資金繰りの程度を示すものでございます。これにつきましては、過去3年間の平均値でございまして、平成28年度につきましては8.4%で、前年度に対しまして1%改善をしております。将来負担比率につきましては、現時点で想定される将来に支払わなければならない負債が、標準財政規模62億3,647万4,000円と比較をいたしまして、どの程度かを指標化したもので、平成28年度は皆減ございません。当町の健全化判断比率につきましては、いずれの比率につきましても早期健全化判断比率をクリアしてございます。

次に3ページでございます。平成28年度せたな町普通会計財政健全化審査意見書でございまして、総合意見といたしまして適正である旨、監査委員から審査意見をいただいております。次に6ページでございます。平成28年度の公営企業資金不足比率について説明を申し上げます。この指標につきましても、健全化判断比率と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定されるものでありまして、それぞれの特別会計の健全度がどの程度の水準ではあるかを表すため設けられている比率でございます。公営企業に係る法適用の病院事業、否適用の簡易水道事業会計から風力発電事業までの4事業に係る余剰金でございますが、病院事業会計では6億6,243万9,000円の剰余金となっております。この額につきましては、国に報告をいたします決算統計の数値を基に計算されたものでございまして、流動資産と流動負債の差となっております。続いて簡易水道事業特別会計で1,010万円、公共下水道事業特別会計で246万1,000円、漁業集落排水事業特別会計で10万8,000円、風力発電事業特別会計で1,122万1,000円の剰余金となりました。

次に、資金不足比率でございますが、前年度と同様にいずれの会計におきましても、資金不足は発生しておりませんので資金不足比率はございません。次に7ページから11ページまでは、健全化審査意見書でございます。いずれの会計も総合意見として適正である旨、監査委員から審査意見を頂戴してございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議下さいますようお願いをいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

報告第1号及び報告第2号の2件は報告済みといたします。

ここで、日程第19、認定第1号に入る前に町長にお尋ねいたします。

去る20日開催の議会運営委員会で、平成28年度せたな町一般会計歳入歳出決算書には議決を得ていない、審議未了の平成28年度一般会計補正予算第13号の数字が含まれているので、修正を検討されるよう議長として町長に提案をいたしました。お答えをまだいただいております。

んが、どのように検討されたのか伺います。

町長。

○町長(高橋貞光君) 検討した結果でございますが、ご承知のとおり、今回クラスターの専決処分につきましては、町は4月27日開会の臨時町議会に専決処分として補正予算を提出しております。実質審議されておきませんが、議事日程に載っております。この件につきましては、専門家の弁護士にも意見を伺っているところでありますが、専決処分後の町長の報告に対して、議会が不承認とした場合であっても、現行制度では法律上処分の効力に影響はないと解されています。当然、審議未了であっても同様であるということでもあります。したがって町としては、地方自治法に則って提出した専決処分でありますから、当然決算書に記載し、監査意見の審査を受けたところであります。監査委員からの報告のとおり、その意見書を添付し今回の議会に決算報告書として報告をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長(菅原義幸君) 分かりました、それでは議長見解を申し上げます。3月31日に専決処分したとする補正予算第13号は、4月27日開催の第3回臨時会で議題として宣告しませんでした。その結果、4月28日付けの町長に対する議長の議決予算書の送付書では、審議未了として専決処分の承認の議決をしていない旨の報告をいたしました。以上の理由から、補正予算第13号関係の修正をしなければ、日程第19、認定第1号、平成28年度せたな町一般会計歳入歳出決算を上程するわけにはまいりませんので、議題として宣告しないことにいたします。なお修正され次第、議題に供したいと思っております。

以上でございます。

◎日程第20 認定第2号ないし日程第29、認定第11号

○議長(菅原義幸君) 日程第20、認定第2号、平成28年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算から、日程第29、認定第11号、平成28年度せたな町病院事業会計決算までの10件の決算認定を一括議題といたします。

提案の理由を求めます。

副町長。

○町長(高橋貞光君) すみません、ちょっと休憩してもらってもいいですか。

○議長(菅原義幸君) 何で休憩するんですか。

○町長(高橋貞光君) 議長ちょっといいですか。

○議長(菅原義幸君) 何か。

○町長(高橋貞光君) 先日の、議運におきましては、認定第1号から11号まで、決算特別委員会に付託するという決定が為されてますが、それでいいですか。

○議長(菅原義幸君) それに先立って私申し上げておりますでしょう。

○町長(高橋貞光君) けどもそれは議運も何も開いていない。

○議長(菅原義幸君) いや議運の席上で申し上げたんです。会議録残っているはずですから。

○町長(高橋貞光君) けども議運には何にも諮っていないですよ。

○議長(菅原義幸君) 諮っていますよ。それは議長の見解として、貴方にお尋ねしているんですから。ご返事いただかないことが手続きとして欠けているわけです。

○町長(高橋貞光君) けどもそれは議運の委員長は何も取り上げてないです。

○議長(菅原義幸君) いや、承りましたと言うことで明確に発言しておりますよ。会議録調べてください。

○町長(高橋貞光君) そうは言われましても。

○議長(菅原義幸君) 会議録精査しますか、それじゃ。

○町長(高橋貞光君) はい。

○議長(菅原義幸君) 明確に承りましたと言う発言は頂戴しているんですよ。

○町長(高橋貞光君) けど議運では認定第1号を除いて提案するというにはなっていないですよ。

○議長(菅原義幸君) だから今ここで申し上げているんですよ。修正されなければ上程出来ませんよと。修正され次第、議題に供したいという判断ですと申し上げているんですよ。

○町長(高橋貞光君) 議運の皆さんは…

○議長(菅原義幸君) 待ってください。今議事整理しているのは私ですよ。その前に貴方何で返事しないんですか。そう言うのであれば返事何で持ってこないんですか。

○町長(高橋貞光君) 返事しましたよ。

○議長(菅原義幸君) どこに。事前に返事しなければならいでしょう。貴方のそういうところが悪いんですよ。何故、今日以前にお答えをしていただかなかったんですか。

○町長(高橋貞光君) 議長、返事は求めませんって

○議長(菅原義幸君) この場での返事は求めませんと言いましたよ。

○町長(高橋貞光君) では、いつ求めることが

○議長(菅原義幸君) けども検討してくださいということを言ったでしょ。

○町長(高橋貞光君) 検討、だから検討した時の話をしたとおりで。

○議長(菅原義幸君) だからそれについては、議長として承認の議決は得ていませんよと申し上げているんですよ。だって補正予算13号は議会通過していないんですから。議会で承認手続き取っていないんですよ。大体議題に供していないんだから、議決に至らないでしょう。で、議決というのは提案説明と、それに対する質疑と討論と評決という、この4つの手順を得なければ議決には至らないわけですよ。上程していないんですから、したがって承認の議決もしていないということで申し上げているんですよ。だから、13号関係の数字を訂正してくださいということを申し上げたんですよ。そうしたら議運の席上で申し上げて、委員長も承りましたと言う答えをもらっていますよ。会議録調べますか、それじゃ。会議録精査しますか。

○町長(高橋貞光君) 承りましたというのは、議長の意見を聞いたということでしょう。

○議長(菅原義幸君) そうということですよ。だから返事いただかなければならないということですよ。

○町長(高橋貞光君) 返事しましたよ。

○議長(菅原義幸君) だから返事したことに対して、私はそれは成立していませんと申し上げて

いるんですよ。議決していないんですから承認の。承認の議決していないんだから。

○町長(高橋貞光君) だからこれからでしょう。

○町長(高橋貞光君) いや違います。補正予算13号の議決をしていないんだから、決算書に混入させるっていうことは駄目ですよ。だから減額して修正するようにしてくださいと、その点を検討してくれということをお願いしたんですよ。

○町長(高橋貞光君) だからその議決していないというのは、審議未了ということなんですよ。

○議長(菅原義幸君) 審議未了ということは議決に至っていますか。

○町長(高橋貞光君) ただ審議未了というのは

○議長(菅原義幸君) 審議未了ということは議決に至っていないということなんですよ。文字どおり未了なんです。だから審議そのものされていないんですよ。何故ならば、上程していないから審議の仕様がなかったわけで。だからいかなる形でも承認はされていませんよ。それで修正され次第、議題に供したいと考えているということをおっしゃったとおりです。認定第2号から認定第11号までを一括議題とするということをお知らせいたしました。

○町長(高橋貞光君) 議長、我々としてはこれ修正出来ませんよ。

○議長(菅原義幸君) 出来ないのであれば、議題として宣告するわけにはいきませんよ。だって議決されていないものを含めた決算書をどうして上程出来ますか。

○町長(高橋貞光君) それは良く分かりません。

○議長(菅原義幸君) 分かっていたかなければなりません。議決されていないんですよ、専決処分の承認案は。

○町長(高橋貞光君) だから議長、専決処分後の町長報告に対して、議会が不承認とした場合だと現行制度では法律上、専決処分に影響はないと解されているということなんですよ。

○議長(菅原義幸君) だから、町長が1番勘違いをしているのはそこなんですよ。

○町長(高橋貞光君) ですから、当然審議未了であっても同様であるとなっております。したがって、町としては地方自治法に則ってしっかり監査の審査もいただいていると。その上でこの意見書を貰って決算報告処理して、これ地方自治法に則って報告をさせていただいているということなんです。

○議長(菅原義幸君) 地方自治法にはそう書いていませんよ。議決されていない、承認されていない場合は不承認の議決に至った場合でも有効ですよということは言っていますよ。だけど不承認もしていないんですよ。承認もしていないけれども不承認にもなっていないんですよ。

○町長(高橋貞光君) だからそれが審議未了ということではないですか。

○議長(菅原義幸君) だから審議未了ですよ。文字どおり審議未了なんだから議題に供してないわけですよ。

○町長(高橋貞光君) 審議未了であっても

○議長(菅原義幸君) 議題に供していないのに不承認という扱いになりますか。

○町長(高橋貞光君) いや、それは審議未了ですよ。

○議長(菅原義幸君) だから審議未了ということは、不承認と違いますでしょう。審議されていないんですから。審議されていないことを審議未了というんですよ。

○町長(高橋貞光君) けれども、不承認であっても審議未了であってもそれは良いということなんですよ。

○議長(菅原義幸君) どこに書いています、そんなこと。私が言っているのは、地方自治法179条の3項ですよ。専決処分した場合、全2項の件については直後に開かれる議会で報告をし、承認を得なければならないということになっているんですよ。承認得ていますか。不承認という議決もしていないんですよ。不承認の場合でも有効であるというそういう一般的な学説はありますよ。

○町長(高橋貞光君) 議長ちょっと休憩してもらってもいいですか。ここを整理しないと前に進みませんので。

○議長(菅原義幸君) だからもう宣告していますよ、私の方は。日程第20号で。それで修正され次第、議題に供したいということ申し上げているわけですから。

○町長(高橋貞光君) 議長、議案の提案は私にあるんですよ。

○議長(菅原義幸君) 提案権ありますよ、町長に。

○町長(高橋貞光君) それを審議するしないというのは、これは議長にあるとは思いませんが。

○議長(菅原義幸君) いや議会側にありますよ。また議事整理権は議長側の固有のものです。

○町長(高橋貞光君) それは分かります。議事整理と、審議するしないというのはこれは意味は違うと思います。

○議長(菅原義幸君) だから議事整理上で、そのようにさせていただいたということですよ。町長、勘違いしていると思うんですが、日程第19、認定第1号については議題として宣告しないということにしたんですよ。で、すでにその局面は動いて、日程第20に入っているんですよ。日程第20で、私が申し上げたのは認定第2号、平成28年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算から日程第29、認定第11号、平成28年度せたな町病院事業会計決算までの10件の決算認定を一括議題としますということで、これも宣告済みなんですよ。で、提案理由の説明も求めているんですよ。

○町長(高橋貞光君) 議長の言っていることも分かりますけど、要するに議案書の議題について議会はきちんと審議をしてもらわないと、多分それは議長の職権乱用だというふうに思います。

○議長(菅原義幸君) いやそんなことはありません。町長に検討してくださいということをお願いしたんですよ、正式の常任委員会です。

○町長(高橋貞光君) 検討した結果を申し上げたんですよ。

○議長(菅原義幸君) だからそれに対して議長の見解も申し上げております。

○町長(高橋貞光君) それはあくまでも議長の個人的な見解であって

○議長(菅原義幸君) 議長の個人的な見解ということはないでしょう。そんなの貴方の発言も個人的な見解になりませんか。自分だけは公的な見解で、私の方は個人的な見解だと、何でそういう議論になるんですか。取りあえず10件の決算認定を一括議題としますのです、提案理由の説明をしてください。その後、修正され次第、認定第1号については議題に供したいと考えますから。

○町長(高橋貞光君) それ修正されないですよ。

○議長(菅原義幸君) 何で。



○町長(高橋貞光君) もう決算の監査委員の審査も終わって、きちんと皆さんにもう提案しているわけですから。

○議長(菅原義幸君) 修正すればいいでしょう。前だって予算書修正したんですよ。

○町長(高橋貞光君) 予算の場合はこれからですから。決算はもう終わってる話ですから。

○議長(菅原義幸君) だから終わっていることについて、これから審査するんでしょ。終わったことに対する、決算というのは28年度に終わった数字なんですよ。それをこれから審査しますでしょう、認定するかしないかを。

○町長(高橋貞光君) 審査の中で認定するかしないかは判断してもらえばいいだけの話でしょう。

○議長(菅原義幸君) だから28年の補正予算13号は議会通過をしていないと申し上げているんですよ。つまり補正予算12号で止まっているんですよ。議会通過したってどういう見解で言えますか、貴方。私は一貫して

○町長(高橋貞光君) 議長、専決処分をしたんですから

○議長(菅原義幸君) だからその専決処分は、もう1回申し上げますよ。地方自治法179条の3項に基づいて、いいですか。1番近くに行われる議会で報告し承認を得なければならないとなっているんですよ。承認を得ていますか。

○町長(高橋貞光君) それは議会側が審議しなかっただけの話で。

○議長(菅原義幸君) そうですよ。だから承認されていないでしょう。

○町長(高橋貞光君) だからそれは審議未了ということなんです。

○議長(菅原義幸君) だから審議未了ということは承認されていないことなんですよ。

○町長(高橋貞光君) 審議未了であってもそれは有効ですというふうになっていますから。

○議長(菅原義幸君) どこになっていますか。そんなこと誰が言っていますか。法律のどこに書いていますか。

○町長(高橋貞光君) 地方自治法に書いていますよ。

○議長(菅原義幸君) 地方自治法に書いていないですよ、そんなことは。いや、町長そういうなら、地方自治法のどこにあるのか示してください。それはほかの問題と違いますから、地方自治法の何条のどこに審議未了であっても承認されたと見なすと、議決されたと見なすと、そういう規定どこにありますか。出してくださいよ、ペーパー。地方自治法にあると貴方おっしゃったけれどもどこにあるんですか、地方自治法の。

○副町長(高野利廣君) 席を外してもよろしいですか。

○議長(菅原義幸君) 今の私の答えの為の休憩ですか。

○副町長(高野利廣君) はい。

○議長(菅原義幸君) それじゃ休憩いたします。

休憩 午後 3時59分

再開 午後 4時 7分

○議長(菅原義幸君) 休憩を解きまして会議を再開いたします。

町長。

○町長(高橋貞光君) 29年の第3回せたな町議会臨時会のこの議長からの報告がございました。承認第1号につきまして、議決月日は4月27日ではありますが、議決の結果は審議未了ということで議長からいただいております。で、それに沿って議会からいただいた専決処分に関する判例の部分がありましたが、これの3,140で専決処分の効力というところなんですが、次の議会、専決処分後における最初の会議を指し、臨時会を含むということで、議会に専決処分の報告をし、その承認を求めたが審議未了となった場合、つまり今回のことになりましたが、町が改めて次の議会に承認を求める必要があるかどうかについては、町を取るべき手続きは完了しているという判断がされております。したがって手続きはこれで終了ということになるというふうに、我々も理解をしているところであります。そういったことで議長何ら問題はないというふうに我々は思っているところであります。

○議長(菅原義幸君) 私さっき聞いたのは、町長は自治法上そうになっていると言うから、自治法上のどの項目なんですかと、自治法上のどこに規定しているんですかと私聞いているんですよ。地方自治法の何条の何項なんですか今の規定。貴方、自治法で規定されてるってことおっしゃたんですよさっき。自治法のどこに出ていますか。

○町長(高橋貞光君) 様々な解説が載っているんですが、その中で3,140の部分でございます。

○議長(菅原義幸君) 要するに地方自治法には出ていないわけでしょう。

○町長(高橋貞光君) その解説です。

○議長(菅原義幸君) 地方自治法の本文に無いのを、地方自治法に明記をしているというから私はお尋ねしたんですよ。ただ一般論として、地方自治法だけじゃなくて法律解釈にはいろんな学説あるんですよ。で、どれを適用するかっていうのは、その議会その議会の判断で手続きを進めることになるんですから。私は別に個人的な見解言っているんじゃないんで、4月27日の時も、上程しないようにという議運の答申をもらっているんですよ。議運は、午前中2時間議論して、議長に対してそういう答申したんですよ。その答申に基づいて私は議題に上げなかったんですから。審議未了と言うけども、審議未了という意味は町長、上程されて説明を受けて質疑も出た。ただどずっと問題点が出て来て、審議が完了していなかったという意味なんです。審議そのものがされていないんですから。審議そのものがスタートラインに着いていないんですから。そういう意味での未了なんです。で、審議終らないのに承認だとか不承認だとか出来ますか。

○町長(高橋貞光君) しかし議長、審議未了は審議未了。これは議会からいただいているとおりなんです。

○議長(菅原義幸君) だから審議未了というのは、そういう意味ですよと言っているんですよ。

○町長(高橋貞光君) そういう審議未了であっても、これは次の議会に承認を求める必要があるかどうかということについては、それはもう手続きは完了したと解されると。

○議長(菅原義幸君) いや完了していないんですよ。承認を求めるということは、町長もう1回言いますか。承認を求めるということは、議会に上程して、議会の流れの中での承認ということを行っているんですよ。地方自治法では、ただ議会に資料を出したからそれで終わったんだということになりますか。貴方の論法にしたがったら予算案を議員に送付したと、だから終わったんだ

ということになりますか。送付を受けた我々は、それをきちんと上程して、議題に供して、質疑をして、討論をやって評決をやって結果を出すんですよ。その手続きを取っていませんよって私は申し上げているんですよ。何故手続きを取らなかったということは、議会運営委員会の方で答申を出したんですよ、議題に供すべきでないということで。それに基づいてやっているわけですよ。

○町長(高橋貞光君) いろんな解釈はあると思うんですが議長、我々としてはきちんと手続きに則ってやっているということは、これはそういうことでありますから、もし議長が、いやそれは違うよということであれば、やはりまた違った形で法的な手続きをするということも十分あり得るというふうに思います。

○議長(菅原義幸君) だからさっき法的な手続きやりましたでしょう。

○町長(高橋貞光君) いや議会はこれは町が提案することですから、それに沿って審議をしていただくよ。

○議長(菅原義幸君) ただ、議会運営委員会では上程の必要なしということで、答申しているんですよ、それに基づいて私は運営しただけなんですよ。

○町長(高橋貞光君) ただ議長、議会運営委員会で上程の必要なしっていう判断も、これもまたそこまでの権限はこれ無しと。

○議長(菅原義幸君) いやありますよ。無いって言うなら根拠を示してください。議案の扱いは議長が本来出来るんですよ。本来議長の職権なんです。但し、議会運営委員会に諮って進めるという先例になっていますから、それはいろんな規則その他の規定でそのようにしていますけども、本来的には議長の職権なんですよ。

○町長(高橋貞光君) 議長、資料の整理をしてもよろしいですか。

○議長(菅原義幸君) 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時16分

再開 午後 4時51分

○議長(菅原義幸君) 休憩を解き会議を再開いたします。

町長。

○町長(高橋貞光君) まず専決処分の有効効力については、これは先ほど説明したとおりでありますし、また町長提案の議案については議会側で審議するしないという決定については、これは出来ないというふうなことであります。それで最終的に専決処分の瑕疵を巡っては、これは議会と町長側の判断に違いがあると。そういった瑕疵を巡っては、これは住民訴訟によるしか方法はないというふうに解されております。したがって、我々が提案した決算書の認定については、この議会側でこの部分を削除する、あるいは審議しないということにはならないものというふうに、我々としては理解をしているところでございます。

○議長(菅原義幸君) すみません、もう1回言ってください。意味が良く飲み込めないんです。もう一遍おっしゃってください。よく聞き取れないんですよ。

○町長(高橋貞光君) 追加して説明をいたします。1、地方自治法第97条におきましては、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことは出来ないというふうになっているということでございます。したがって、議運においても、あるいは議会においても、提出した議案については審議をして、最悪の場合は否決をするか、そういったことが議会の権限ということになるんだろうというふうに思います。

○議長(菅原義幸君) 町長、答えになっていないですよ。論点噛み合っていないですよ。私は提案権を否定しているんでないんです。専決処分が有効か無効かっていうことを言っているんですよ。議案の提出権、提案権をしていただいてもそれは議論になりません。で、179条についてもう一遍申し上げますが、前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議において、次ですよ直近の、直後の会議ですよ、においてこれを議会に報告し、その承認を求めなきゃならないとなっているんですよ。で、これについては議会運営委員会の方で、議題として宣告する必要性は無いんだということを言っているんですから。だから議運の答申に基づいて私は宣告しなかったんですよ。宣告しないということは、いいですか、宣告しないということは議案として上程されていないということなんですよ。審議未了という意味はそういうことなんですよ。重ねて言いますと上程されていないわけですから

○町長(高橋貞光君) 議長

○議長(菅原義幸君) 説明もしていないし、質疑もやっていないし

○町長(高橋貞光君) 議長、そこがちょっと我々と判断違うところなんです。いわゆる議事日程にこれは載っていますから、そこで審議をされなかったということについては、やっぱり審議未了で審議しなかったと言われれば、それはそれで良いんだというふうには思いますが、しかしそのことが、専決処分というものを無効だとすることにはならないということになります。したがってその解釈によっては、これは提案した町長の提案が優先されるということになりますので、(聞き取り出来ず)によって判断をしていただくという以外にもう無いということでありませぬ。

○議長(菅原義幸君) だから町長、もう1回言いますけども、貴方の今おっしゃった論理は、私が申し上げていることと全く噛み合っていないんですよ。いいですか、もう一遍言いますけども、地方自治法では、次の議会に報告し承認を求めなくちゃいけないとなっているんですから。報告がされていないんですよ、上程していないということは。ペーパーでは出したでしょうけれども、そのペーパーで出したということと、議会本会議で報告をしたあるいは承認を求めたということでは天と地ほど違うんですよ。だから私さっき言ったでしょう、予算案なんかでも議案として送付しさえすればそれで議会通過するのかって、それはそうならないんですよ。きちんと上程して、提案理由の説明を受けて質疑、討論、評決と、この手続きをしなければ議決には至らないんですよ。議決には勿論認定を可とする議決もあるし、否とする議決もありますよ。今の場合可とも否ともなっていないんですよ。承認でも不承認でもないんですよ、専決処分は、だから私言っているんですよ。

○町長(高橋貞光君) だから議長、可でも否でもない、議決に至っていないということが審議未了という意味なんです。で、これ議会の方から出していただいた資料なんですけど、これを見てい

ただいても分かる通り、この承認を求めたが審議未了になった場合、町が改めて次の議会に承認を求める必要があるかどうかについては、これ町の取るべき手続きとしては完了しているという判断でございます。

○議長(菅原義幸君) 何ページに書いてありますか、町長。

○町長(高橋貞光君) 3,140ページです。

○議長(菅原義幸君) 3,140ページの何行ですか。

○町長(高橋貞光君) 3,140ページのここです。一番最後です。

(午後 5時00分)

(午後 5時05分)

○議長(菅原義幸君) それで、会議時間5時ということを過ぎてしまいました。したがって、5時前の部分は有効ですが、5時以降は会議録に掲載するということは出来ません。なお、会議時間延長措置を取っておりませんので、本日の会議はこれで閉じたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

#### ◎延会宣告

○議長(菅原義幸君) お諮りいたします。

本日の会議はこれで閉じ、以後の議案審議は、明日再開し行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれで閉じ、延会することに決しました。

なお、明日は午前10時に開会いたします。

本日はこれにて延会いたします。

ご苦労様でした。

散会 午後 5時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年11月16日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 真 柄 克 紀

署 名 議 員 平 澤 等

平成29年第3回せたな町議会定例会 第2号

平成29年9月26日（火曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 認定第 2号 平成28年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 2 認定第 3号 平成28年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 3 認定第 4号 平成28年度せたな町介護保健事業特別会計歳入歳出決算について
- 4 認定第 5号 平成28年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 5 認定第 6号 平成28年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 6 認定第 7号 平成28年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について
- 7 認定第 8号 平成28年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 8 認定第 9号 平成28年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 9 認定第10号 平成28年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について
- 10 認定第11号 平成28年度せたな町病院事業会計決算について
- 11 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 12 発議第 1号 せたな町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を変更する条例について
- 13 発議第 2号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について

○出席議員（11名）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 細川伸男君 | 2番  | 神田和浩君 |
| 4番  | 本多浩君  | 5番  | 石原広務君 |
| 6番  | 梶田道廣君 | 7番  | 大湯圓郷君 |
| 8番  | 真柄克紀君 | 9番  | 平澤等君  |
| 10番 | 大野一男君 | 11番 | 熊野主税君 |
| 12番 | 菅原義幸君 |     |       |

○欠席議員（1名）

- 3番 江上恭司君

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

- |            |       |
|------------|-------|
| 町長         | 高橋貞光君 |
| 教育委員会委員長   | 田井重久君 |
| 農業委員会会長    | 原田喜博君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大坪観誠君 |
| 代表監査委員     | 残間正君  |

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高野利廣	君
総務課長	原進	君
まちづくり推進課長	西村晋悟	君
財政課長	佐々木正則	君
税務課長	樋口靖	君
町民児童課長	吉崎照人	君
保健福祉課長	福士裕継	君
農務課長	佐藤英美	君
水産林務課長	横川洋二	君
建設水道課長	丹羽優	君
会計管理者	三浦孝史	君
国保病院事務局長	横川忍	君
農業センター所長	高橋睦	君
総務課長補佐	高橋純	君
財政課長補佐	神田昌	君
税務課長補佐	濱登幸恵	君
町民児童課長補佐	佐々木真由美	君
町民児童課長補佐	坂谷洋二	君
保健福祉課長補佐	西田良子	君
保健福祉課長補佐	元島敬二	君
農務課長補佐	木村充弘	君
水産林務課長補佐	八木忠義	君
水産林務課長補佐	手塚清人	君
建設水道課長補佐	松本健裕	君
建設水道課長補佐	平田大輔	君
国保病院事務局次長	中川讓	君
まちづくり推進課主幹	吉田有哉	君
財政課主幹	黒澤美知子	君
地域包括支援センター所長	長内京	君
建設水道課主幹	上田一男	君
建設水道課主幹	金澤喜嗣	君
建設水道課主幹	高橋真一	君
総務係長	小林和仁	君



防 災 係 長	齊 藤 哲 章 君
商工労働観光係長	松 原 孝 樹 君
財 政 係 長	井 村 裕 行 君
経 理 入 札 係 長	小 林 朱 央 君
国 保 医 療 係 長	中 山 康 春 君
社 会 福 祉 係 長	竹 内 亜 希 子 君
保 健 推 進 係 長	垣 本 利 子 君
包 括 支 援 係 長	今 川 勇 吾 君
地 域 支 援 係 長	阪 下 克 哉 君
農 政 係 長	長 内 解 人 君
林 業 係 長	川 上 佳 隆 君

《大成総合支所》

支 所 長	佐 野 英 也 君
次 長	佐 々 木 正 人 君
国保病院大成診療所事務長	古 守 幸 治 君
産 業 係 長	水 野 万 寿 夫 君

《瀬棚総合支所》

支 所 長	関 功 悦 君
養護老人ホーム三杉荘所長	上 野 宏 行 君
次 長	濱 口 喜 秋 君
主 幹	増 田 和 彦 君
国保病院瀬棚診療所事務長	古 畑 英 規 君
産 業 係 長	油 谷 好 彦 君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長	成 田 円 裕 君
教育委員会事務局長	杉 村 彰 君
教育委員会事務局次長	沼 口 英 樹 君
大成教育事務所長	荻 原 勝 幸 君
教育委員会事務局主幹	杉 村 輝 明 君
教育委員会事務局総務係長	近 藤 智 博 君
瀬棚教育事務所社会教育・体育係長	山 本 亨 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	小 板 橋 司 君
---------	-----------

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 原 進 君  
書 記 次 長 高 橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 丹 羽 小百合 君  
事 務 局 次 長 上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小百合 君  
事 務 局 次 長 上 野 朋 広 君  
事 務 局 総 務 係 原 田 翔 太 君

◎開会宣告

○議長(菅原義幸君) 皆さん、おはようございます。

3番江上恭司議員より欠席の届け出がありました。ただいまの出席議員11名で定足数に達していますので、平成29年第3回せたな町議会定例会は成立しました。

よってこれより開会いたします。

◎開議宣告

○議長(菅原義幸君) 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

ここで日程第1に入ります前に、先ほど町長、議長の間で協議した経過がございますので、まず先に町長の方からご発言をいただきたいと思っております。

○町長(高橋貞光君) 今朝、議長とお話をさせていただきました。これは認定第1号の取り扱いについて、何とか今の状況の中で、この決算審査特別委員会に付託していただけないでしょうかというお願いをさせていただきました。私としては、今回の定例会において全ての決算について審査をしっかりとさせていただいて、議会の皆さんに審査をしていただきたいという思いがありましたので、そういうお願いをさせていただきましたが、議長からはそう出来ない旨のお話ございましたが、それは議長の方から直接お話していただければというふうに思います。

○議長(菅原義幸君) それでは私の方から、補足の説明を行います。町長の提案に対しまして、私の方で申し上げましたのは、昨日の議事進行では、既に認定第1号については上程しないということをお願いしてその流れは終わっていると。さわさりながら、そこで申し上げた修正され次第議題に供するという考え方については、撤回して結構だということをお願いしました。で、撤回してどうするかということなんですが、クラスター調査特別委員会専決処分のあり方について議論しているわけです。この結論がまだ取りまとめ途上でありまして、それ以前に修正しないで提案するにしろ、修正した形で提案するにしろ、そこは整合性の問題も考えてクラスター特別委員会終わったあとに、この取り扱いを決めるということではいかがかという提案をいたしました。これについては町長も同意していただきましたので、そのように取り進めをしたいということでございます。町長よろしいですか、それで。町長と私の協議、よろしいですか。

○町長(高橋貞光君) 今、いいですか。

○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) 今のようなお話を先ほどさせていただきました。私の考えは変わりませんが、これ議会を仕切っていただくのは議長でありますので、これは議長の議事の進め方に我々は町としてはこれは従わなくてはならないと。後は議会の皆さん方の判断をお願いしたいというふうに思います。

○議長(菅原義幸君) それでは町長と議長の間の協議が整いましたので、その協議の上に立って進めたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

◎日程第1 認定第2号ないし日程第10、認定第11号

○議長(菅原義幸君) 日程第1、認定第2号、平成28年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算から日程第10、認定第11号、平成28年度せたな町病院事業会計決算までの10件の決算認定を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) ただいま一括上程になりました、認定第2号から認定第11号までの平成28年度せたな町各会計の決算認定に係わる提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算認定にすることでございます。その内容につきましては、添付書類であります決算にかかる主要な施策の成果に関する報告書の13ページに、各会計別歳入歳出決算額総括表において、9つの特別会計と病院事業会計について予算総額、収入済額、支出済額、収支差引額等の状況を説明申し上げます。この予算の執行にあたりましては、議決をいただいた趣旨に背むことなく適正に執行したと考えておりますので、そのようにご理解の上、ご審議賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題としております10件の決算認定については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長及び議会選出監査委員を除く10名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、今定例会閉会後の継続審査とし第4回定例会に審査結果を報告することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって認定第2号から認定第11号まで10件の決算認定は、議長及び議会選出監査委員を除く10名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、今定例会閉会後の継続審査とし第4回定例会に審査結果を報告することに決定いたしました。

これから休憩いたしますが、休憩中に決算審査特別委員会は正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時 8分

再開 午前10時28分

○議長(菅原義幸君) 休憩を解きまして会議を再開します。

休憩中に決算審査特別委員会において正副委員長の互選が行われ委員長に平澤等議員、副委員

長に本多浩議員が互選がされた旨の報告がありました。

◎日程第11 意見書案第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第11、意見書案第1号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真柄克紀議員。

○8番(真柄克紀君) それでは林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について提案理由の説明をさせていただきます。

提出先は衆参議長を始め記名の9名の各大臣宛てでございます。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、趣旨につきましては、次の行から記の間までに書いてございますので省略させていただきます。

1、市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、森林環境税(仮称)でございます、早期に創設すること。税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的ななかかわりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものでございます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) これから採決をいたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号を原案のおとり決することにご異議ありませんか。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め、意見書案第1号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第12 発議第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第12、発議第1号、せたな町議会政務活動費の交付に関する条例の

一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

細川伸男議員。

○1番(細川伸男君) 発議第1号、せたな町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この発議は議会運営委員会の委員で提案するものです。内容につきましては、今まで概算払いであった政務活動費を、本年4月から実績払いとしたことに伴い、条文の整合性を図るものです。改正箇所につきましては、5ページ新旧対照表により説明いたします。左側が改正後、右側が改正前です。第4条第1項中、年額12万円を年額12万円を限度に改め、第8条中、書面を書面の写しに改め、第9条第1項中、別記様式により領収書その他支出を証すべき書面を添えてを削除するものです。附則として、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものです。

内容については以上です。よろしく申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。

質疑を省略し討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第13 発議第2号

○議長(菅原義幸君) 日程第13、発議第2号、三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め本件は申し出のとおり承認することに決しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

ここで副町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 専決処分についてをお願いを申し上げます。

今月28日に臨時国会が召集され衆議院解散のニュースが報道されているところであります。

10月の総選挙となりますと選挙執行経費の補正予算が間に合わない状況となります。つきまし

ては、かかる経費について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分させていただき、執行経費を確保いたしたいと考えておりますのでご理解をお願いを申し上げます。

以上です。

◎閉議宣告

○議長(菅原義幸君) これで本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

◎開会宣告

○議長(菅原義幸君) 以上で平成29年第3回せたな町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会 午前10時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年11月16日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 真 柄 克 紀

署 名 議 員 平 澤 等